市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.183

2021/2/1

【毎偶数月1日発行】

発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206　TEL:03-6435-2030　FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp　　ホームページ：https://www.iken30. jp　　郵便振替：00120-9-359506　市民の意見30の会

＊隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

「人物」野末恒三（無言館所蔵）

画家ダマシイとは悲しいものだ。

死と隣り合わせの戦場でさえ、恒三にとっては大切な絵の題材の一つだった。

「こんな異国情緒に富んだところが近くにあるのなら、もっと早く来ればよかった。きっと傑作が描けたでしょう。小型のスケッチ箱、水彩絵の具を送ってください」

恒三が戦地から妻・ゆり子にあてた手紙にはそう書いてある。

しかし、のこされた自画像に描かれた恒三の眼差しを見ると、じつは恒三がどれだけ自分の運命を呪(のろ)い嘆いていたかがわかる。

自分にあたえられていたあの時代を、どれだけ蔑(さげす)み嘲笑(わら)っていたかがわかる。

（『無言館を訪ねて　戦没画学生「祈りの絵」第Ⅲ集』〈講談社〉より）

市民の意見　183号　目次

■特集　コロナ禍の中で迎える10年目の3・11

あの3・11から10年が経って　黒田節子　2

フクシマ十年、ひとりの市民として　山口幸夫　6

中止一択、東京五輪！　宮崎俊郎　10

■運動の現場から

経産省前テントひろば　木村雅英　14

広尾病院を守る会　廣谷正男　16

■文化

連載エッセイ㊽〈見えない〉恐怖　鈴木一誌　17

連載〈象徴天皇制の祝祭ナショナリズム〉批判　新天皇「即位」（代替り）問答⑨　天野恵一　18

連載〈Ⅰ〉731部隊による細菌戦まんが　ふしぎの国のありか⑩　松村高夫　22

まつだたえこ　33

■報告

2021年通常国会で何としても　空襲被害者救済法の成立を　黒岩哲彦　26

大阪空襲76年　朝鮮人犠牲者追悼集会、開催へ　文箭祥人　29

「生殖医療法」の問題点　北原博子　30

■情報

2021年期市民意見広告運動会計報告（2020年11～12月）　岡本和之　33

お詫びと訂正　對馬　労　33

読者のおたより　33

編集後記　34

題字　安西賢誠　36

印刷・レイアウト　㈲山猫印刷所

特集　**コロナ禍の中で迎える10年目の3・11**

上：関西電力に対する抗議デモに参加して大阪市内を歩く、原発いらない福島の女たち

右：皆が様々なプラカードを持ち寄り掲げる金曜行動

あの3・11から10年が経って

黒田　節子

あのとき私は緊急避難をしたものの、生活の事情というものがありほどなく帰宅。今、事故直後に書いたものを少し読み返してみる。いやおうなしに、ざわざわ感がよみがえる。その中で「途方もないほどの被害と苦しみを伴いながらも、しかし、突然、ハイロは向こうからやってきた」という一文があった。つまり、これだけの事故があったのだから日本は脱原発へ大きくカーブを切るだろうと、惨劇後の「新しい世界」に少なからず期待を持ったことを思い出す。一瞬であれ、大きなしかも甘い勘違いをした自分がとても口悔しく腹立たしい。

『2011年5月25日現在、私の住む郡山市の放射線値（公表）は1・3μSv/h（編注：マイクロシーベルト／時）前後。福島県内の学校の75％が放射能「管理区域」レベルの汚染、20％が「個別被ばく管理」が必要なレベルの汚染状況にある。子どもたちを全員「放射線管理責任者」にして、原発内で遊ばせているようなものだ。子どもと妊

■緊急避難

『親愛なる皆さんへ：最大・最良の行動は、今、原発からなるべく離れることだと思います。私たちは、緊急に会津に逃げます。友人も南へ、西へ逃げています。電話が不通です。メール可能が多い。間もなく移動します。PCはいつも開くことはできなくなります。携帯アドは○○です。共に生きましょう！　道を開きましょう！』

こんなメールを日頃世話になっている人たちに送ったのは、2011・3・13の朝8時過ぎ。大地震からおよそ40時間。翌々日15日が最も高い放射線値を出しているから、福島第1原発では危機的な状況に刻々と陥り始めていた頃だ。あれから間もなく10年。10年という長さは人間の一生から言えば相当なものだ。独身だった娘が結婚し、孫が3人生まれる（孫の1人は、なんと3・11が誕生日とか）。これは親しい友人の話である。

産婦をまず早急に退避させるべき』

同年5月3日には早くも山下俊一が県内各地を講演して回り、ニコニコしていれば放射能は大丈夫と迷言を放ち続けるなど、事実の隠ぺいと放射能の過小評価はその後の展開の通りである。溶け落ちたままの核燃料・増える健康被害・避難者住宅支援の打ち切り（2倍の家賃を払えと訴えられる！）・汚染土壌・焼却炉問題・被ばく労働・復興庁パンフ「放射線のホント」等による一大「ウソ」キャンペーン・矛盾だらけの東京五輪・汚染水の海洋投棄etc。

10年経った。年間許容量1mSv（編注：ミリシーベルト）は「長期的な目標」と遠ざけられ、実際の除染や帰還では20mSvが幅を利かしている。除染で出た土を農地に再生利用する実証事業が行われている飯舘村で、野菜は基準値を大幅に下回っていたと報告された。「解除になった地域と同じような栽培ができるのではないか」との住民の話をマスコミは流す。しかし、この「基準値」とは1キロあたり100ベクレル。事故前の日本の食べ物は0・1ベクレル程度だったから、1000倍の汚染を許すという数値になるのだ。

原発とはまさに事程左様にあからさまな、あるいは微妙な言い回しのウソによって維持されているということを生活の中に学んだ10年でもあった。それにしても、地域の人たちの苦労と希望をモチーフに、つい涙を誘うような〝復興〟「よく頑張ったですね」トーンの映像を日々テレビで見せられたら、たいがいはホロっと騙されてしまう。でも、そこの放射能の数値はいったいどうなんだ？　それもちゃんといいなさいよ！

■避難者の苦痛をよそに、何がなんでも「復興」

想像して欲しい。県外の見知らぬ土地に突然移り住むことになれば、仕事にしろ、近所付き合いにしろ、県内に住むよりもずっと大変なことだ。福島にいるときは活躍していたのに、移住した後ふさいでいる人もいると聞いていた。私の知人に母子で遠方に避難した人がいたが、避難先では精神的にひどく参ってしまい、薬に依存するようになってしまった。お母さんのそういう姿を見ては、子どもが泣くということを聞いて胸がふさがれる思いだった。しかし年月は人を助けることもできる。今では原発関係の集会に出て発言もできるようになったと聞く。やっとの思いで新しい生活が築かれつつあるというのに、唯一の公的支援だった家賃補助が打ち切られた（2017年）。あるいは、2020年12月、原発事故の避難区域を抱えた周辺12市町村への移住・定住を促進する事業として、50億円を確保することで復興相と財務相が合意したと発表があった。5年以上定住の意思を示し、地元企業などに就業する移住者には直接支援もする。2人以上の世帯移住に200万円、単身者には120万円を支給。5年以内に起業した場合は経費の4分の3を上限に最大400万円を手当てするというものだ。

フクシマの「復興」とは何だろうか。少なくとも、帰還を強要するという政策が非人間的、非人道的な措置であることだけは間違いない。

■保育所、ハローワークで

事故当時は市の臨時職員として保育所で働いていた。14時46分、お昼寝が終わり、おやつの準備をしていたとき、グラグラッと来た。子どもたちをパニックで走り回らせたりしたら大変なので、その部屋の保母2人でシーツやバスタオルなどで子どもたちの身体を抑える。何人かの子は恐怖のあまり、立ったままおしっこをジャージャーとお漏らしした。建物が倒壊しなかったのは幸いだった。そうこうしている間に、親

たちが青い顔をして迎えに続々とやってくる。

古い5階建て団地の一番下に住んでいた私は、阪神大震災時に1階がつぶれたビルの映像を思い出し、部屋にいるかもしれない家人の安否が気がかりだが、子どもたちの誘導に精一杯で電話することもできなかった。帰宅してみれば、隣の大きな一棟が少し傾いたのには驚愕した。冷蔵庫が飛び跳ね、すぐに水道が止まったという。翌日、近くの公園に延々と並んで給水車から水をもらう。あのとき空がとても青く、まぶしかったのを鮮明に覚えている。雲が流れていた。「原発から放射能が流れているに違いない」。その直感は当たっていたが、まだ個人で検知器を持ってはいなかったし、テレビでもマイクロシーベルトの話は全然だった。緊急避難を決意させたのは、直接的にはこの生活水の問題が大きかった。

10日余りで群馬での緊急避難を止めて帰宅する。せっかく帰ったものの保育所では仕事を解除された。つまり登園する子どもが急に少なくなったこともあり、一年契約の継続がこの年はなされなかったのだ。臨時の身分の悲しさ。しかし、これを不当と自治労に相談。何回か交渉したもののラチはあかず、ハローワークに通うことに。

思いがけず、そこは原発から避難してきている人たちであふれかえっていたのである。人いきれでムンムンの中、受付の順番を立って並んでいるときのこと。列の近くで押し殺すようにして泣いている若い女性がいた。隣にいる人が慰めている。原発から着の身着のまま逃げてきて、今、どこの避難所に割り当てられた人たちだろうか。不案内な街のハローワークで、いくばくかの失業手当をもらうために並んでいる。これから自分は、家族はいったいどうなるだろうか、彼女の涙はまたあの場にいた多くの人たちの不安と悲嘆の涙に相違なかった。

■避難所でのこと

つらい涙では、いまだ記憶に残るものがまだある。ビッグパレット（イベント施設）という県内最大の2500人も収容された避難所では、女たちだけの部屋を市内の女性市民グループの協力でなんとか確保した。混乱の中で女たちを性暴力から守り、安心して授乳し、お茶を飲んだりできるところが必要だった。そこに当番で入っていたときのこと。わずかな時間を休息のために部屋に来た原発現地からの一人の役場職員と雑談しているうちに、彼女がどっと泣き出したのだ。自分の子どもたちのことも心配なのに避難所での仕事は多忙を極め、思わず堰を切った感情があふれ出たという感じだった。信頼され、気丈夫に目一杯動き回っている人だった。あの日あのときの人たちは、いま元気でいるだろうか。

事故直後の避難所の様子は数字や統計上にはけっして表出できないものがあり、これを多くの人に知ってもらいたいと思う。

部屋の場所取りは〝弱肉強食〟という言葉を思い出すものがあった。海外というより、アジアからの女性たちが一つの部屋の片隅でひとかたまりになっていたのを見かけた。彼女らに助け合う仲間がいて良かった〜と思うと同時に、これはひとかたまりにならざるを得ない状況がそこにあったことを示していて、とても複雑な気持ちにさせられた。災害時性暴力がつきまとう中、彼女らは、女たちは大丈夫だっただろうか。

家族や親類縁者のいない高齢者も大変だった。緊急時、避難所のトイレはものすごく汚れている。3月、4月はまだまだ雨風の冷たい郡山だ。〝場所取り〟でトイレの出入口前にいるしかなかった一人のおじいさんが横になっている。身動きもできず、トイレに行きかう人の汚れた足の動きを見つめるおじいさんの寝床の上には、取り替

用のおむつだけが積まれていた。こうした光景がいつまでも脳裏に焼き付いている。

一方、〝戦場〟の中での出会いもあった。福岡から「家が空いてます」と避難受け入れの情報を持ってウロウロしている人と、「お話、聴きます」の小さなプラカードを持ってこれまたウロウロの私。ウロウロ同士ピンときたのか、偶然の意気投合。その後の交流は10年たった今も続いている。

私が体験しているのは避難所でのごく初期のことである。それに、どこの避難所でも同じようだったとは思わない。もっと小規模で安心できる所やスペースに余裕のある場所ではまた違っただろうが、あのときの避難所のことを私は多分一生忘れないと思う。人間をあのような状況に追い込んではならない、と強く思うのだ。戦争というものがいつもそうだったように、人は状況次第で惨(むご)いことをやってしまう。そして、天災であれ人災であれ原発は事故を起こすものだと知れば、一日も早く原発をストップしなければいけないのは、もはや明々白々。二度とフクシマの経験を繰り返してはならない。

■そして、振り返れば、

近年、郡山駅前金曜行動で一緒にやっていた友人が3名も亡くなっている。Mさんはガンだったが、発症する前は早朝の市内ランニングをやっていた。「放射能を吸い込むんじゃないの?」と冗談めかしていったことがある。商売開始前に、頑張り屋さんの彼女は毎朝身体を鍛えるために走っていたのだ。

2人の男性は急性心筋梗塞。駅前広場で大声で訴えるH氏の定番演説は「皆さん、息をしないで！　放射能が口や鼻から入ってくるから！」だった。急逝した3人とも人一倍元気で、まだまだこれからも一緒に活動できる仲間だったことが何とも悔しい。

3・11直後、「原発いらない福島の女たち」というグループを作った。振り返れば、10年どころではなく、まるで20年ぐらい経ってしまったかのような感慨がある。フクシマを訴えて、原発を何としてもストップさせたかった。様々なアクション。そうして、避難した人、いつしか離れて行った人、倒れてしまった人。今、フクシマの混迷の只中にまた女たちの葛藤もある。終わりのない映画を見ているようなしんどさも感じつつ、しかし終わりがナイなんてことはナイのだと、先輩たちがそう教えている。ひとつひとつ、なるべく誠実にやるだけか。

フクシマは福島だけの問題ではないといわれて久しいが、昔から蝦夷（エミシ、エゾ）と呼ばれ差別され、現代では「核」を押し付けられている東北や北海道で、粘り強く抗っている女たちと情報を共有してさらに繋がっていきたい、なんて想うこのごろです。

（くろだ・せつこ／原発いらない福島の女たち、他）

■今年も3・11に
「第10回 原発いらない地球（いのち）のつどい」
開催■

主な内容は、この10年を振り返り、女たちひとりひとりがそれぞれ話すというような企画としました。コロナで部屋の人数制限があり、ZOOM参加可という初めての試みです。

○と　き：2021年3月11日（木）13：00～14：00
○ところ：郡山市内
○主　催：原発いらない福島の女たち
★他に…3･10午後の朴保ライブ（要予約）、3･11「つどい」後に郡山市内デモ行進。プラカードや鳴り物歓迎。これらは有志主催です（問い合わせ先：080-6254-6256）。

フクシマ十年、ひとりの市民として

山口　幸夫

あれは「事故」というべきものだったのか。「必然」ではなかったか。あの時も、今もそう思う。あれ、というのは2011年3月11日に起こった「東京電力福島第一原発事故」のことである。

日本で原子力発電が始まろうとするとき、越後の片田舎の高校1年生だったが、原子力発電は是か非か、意見を述べたことも、意見を求められたこともなかった。聞かれても、答えることはできなかっただろう。フクシマを経験した現代の高校生なら、そんなことはあるまい。堂々と意見を述べるだろう。ベクレル、シーベルト、メルトダウンなどの、以前ならごく少数の人たちが知っていた言葉があふれている中で生きているのだから。わたしの場合、高校3年生のときに、菊池正士の『物理学の概説』（冨山房）という本を読んで、原子力とはすばらしいものだと、心底から思った。臍（ほぞ）を噛むおもいである。

科学者の探求心の先に

大学で、「現代物理学」という必修科目を学び、その魅力に取りつかれた。19世紀末の1895年、ドイツでエックス線が発見されたのがきっかけで、翌年、フランスのベクレルが放射能という現象（性質）を見つけた。次いで、電子、ラジウムとポロニウムが発見された。これらから、原子の構造があきらかにされ、原子核物理学、量子力学が成立した。めくるめくような世界が姿を現したのである。しかし、科学者の知的好奇心はまもなくウランの原子核の分裂反応を見いだし（1938）、これが政治・軍事と結びついてマンハッタン計画から、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下（1945）まで、ほんの7年しかなかった。

マグニチュード（M）9・0の東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた巨大津波が東北地方の海岸を襲い、東電の福島第一原発の全電源が機能を失った。原子炉を「止める」ことはできたが、原子炉を「冷やす」ことと、放射能を「閉じ込める」ことができなくなった。

「止める」とは、ウランの核分裂反応が進展しないように制御棒を挿入することである。そのうえで、「冷やし」続けなければならない。炉内に溜まっている放射性物質が放射線を出して、その物質内の原子に衝突し、原子を揺さぶり、それが熱エネルギーに変わる（崩壊熱）からだ。さらに、原子炉の中にできて溜まっていた膨大な量の、放射能を帯びた核分裂生成物を「閉じ込めて」おかねばならない。決して環境に放出してはならない。

「五重の壁」を作ってあるから大丈夫だ、というのが原発をやる側が繰り返しいい続けたことだった。しかし、現実には、そうではなかった。「閉じ込める」ことに苦しみながら、すでに十年という歳月が過ぎた。いつまでこの状態が続くだろうか。

ヒロシマ・ナガサキの原爆では、冷やしたり、閉じ込めたりを考える必要はなかった。爆発させて、相手を殺傷させるのが目的なので、環境も何もない。別の言い方をすれば、原発では不可欠な、「核分裂の連鎖反応」をコントロールする（制御する）必要はなかった。この意味で、不謹慎ないいかただが、原爆は原発よりはるかに簡単な技術といってよい。

世界は新型コロナによる感染症のコントロールができず、右往左往して、２年目になる。環境に放出された放射性物質の恐怖に似ている。直ちに生死にかかわるコロナの方が、放射能より怖い、という意見も聞く。このウイルス、ＣｏＶ－２は、人類が知る限り最も単純な生命体だといわれる。イタリアの作家で素粒子物理学者のパオロ・ジョルダーノによれば（『コロナ時代の僕ら』飯田亮介訳、早川書房、２０２０）、

「仮に僕たちが75億個のビリヤードの球だったとしよう。僕らは感受性保持者で、今は静止している。ところがそこへいきなり、感染した球がひとつ猛スピードで突っこんでくる。この感染した球こそ、いわゆるゼロ号患者だ。ゼロ号患者はふたつの球にぶつかってから動きを止める。弾かれたふたつの球は、それぞれがまたふたつの球にぶつかる。次に弾かれた球のどちらもやはりふたつの球にぶつかり……あとはこのパターンが延々と繰り返される」

ビリヤードの球の動きになぞらえて、ウイルス感染の増大を一種の連鎖反応だというわけだ。なるほど、原子炉の中で１個の中性子がウランに衝突して２～３個の中性子をたたき出し、それがまた、次のウランに衝突し、２～３個の中性子を……というのが連鎖反応だ。新型コロナウイルスの場合、２～３個に相当する値は基本再生産数と呼ばれ、ＷＨＯでは２・０～２・５とみている（２０２０年３月時点）という。それが１より小さくなれば伝播は自ら止まる。スペイン風邪のときは約２・１ほどだったらしい。

尽きることのない科学者の探求心が原子核の分裂反応を見いだした。おなじように、人間の自然環境にたいする、あくなき開発、攻撃的態度が森の奥にひっそりと棲息していたウイルスを人間社会に引きずりだし、それらと接触する機会をつくり、高度に発達した交通網によって、パンデミックに発展していったと解することができよう。

福島と柏崎刈羽――再稼働？

東京電力が持つ２つの大きな原子力発電所は福島県と新潟県にある。ともに、東北電力管内にあり、つくられた電気は福島県でも新潟県でもなく、首都圏に送られる。

２００７年７月、新潟県中越沖地震（Ｍ６・８）にみまわれて、新潟県柏崎刈羽原発の全７基（出力８２０万kW）が被災し、停止した。地震で停止した世界初の原発だ。さらに、その４年後の３月11日、東北地方太平洋沖地震によって、もう一つの福島第一原発６基と第二原発４基が停止した。まるで、予行演習と本番のようだった。（図１、表２）

福島原発のうち、炉心溶融（メルトダウン）という厄介な事故に至ったのは、第一原発の１、２、３号機で、１、３、４号機が水素爆発し、大量の放射性物質を環境に放出した。

図１　中越沖地震

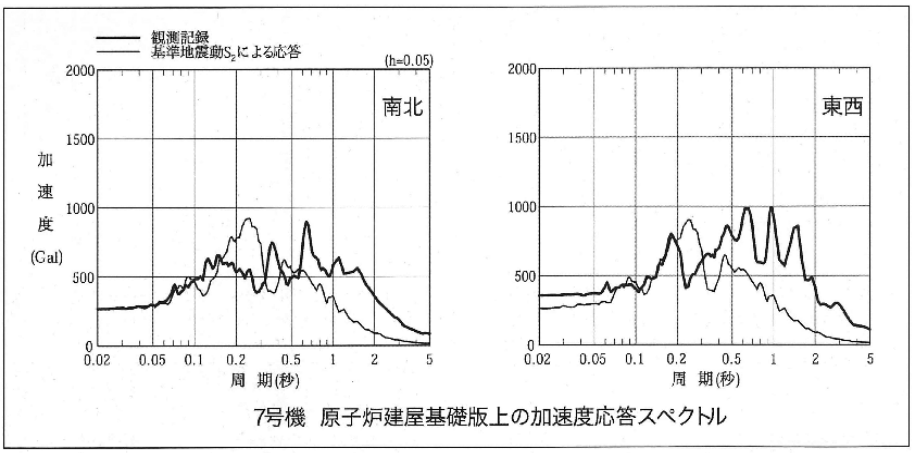

7号機　原子炉建屋基礎版上の加速度応答スペクトル

耐震設計時に採用された最大の地震動 S2 と実際に観測された記録との比較。

表２　柏崎刈羽原発７号機の危険性

	応答値		許容基準値
	減衰3% 試験で妥当性が確認されたRIPの値	減衰1% JEAG4601記載の機械装置の値	
耐震安全性評価(Ss) (基礎版上で738ガル)	183 MPa (121 MPa) ( )内はFEMによる評価	195 MPa※1 ※1 RIP減衰定数3%から余裕を持たせた評価値、報告書に記載 (130 MPa) ( )内はFEMによる評価	207 MPa
耐震強化工事用地震動 (基礎版上で1000ガル) に基づく評価結果	190 MPa (127 MPa) ( )内はFEMによる評価	×240 MPa※2 ※2 パラメータスタディで算出したもので参考値 (168 MPa) ( )内はFEMによる評価	

地震で配管などが揺さぶられて受ける力（軸圧縮応力）の評価が、計算条件によっては、許容値を超えてしまう例。

国際原子力・放射能事象評価尺度（ＩＮＥＳ）によると、チェルノブイリ事故に並ぶ最悪のレベル７だ。

原子力を学んで、核分裂反応のコントロールは不可能ではないかと恐れていたので、やはり、という強い後悔の念を抑えることができない。とりわけ、日本は４枚のプレートがせめぎあっている地震列島上に位置している。盤石の大地とはほど遠い。凄まじい自然の力に耐えて、精緻なコントロールができる根拠はない。

「五重の壁」などは脆いものだった。原子力はすばらしいものなどではなかった。

２００７年の中越沖地震で被災した柏崎刈羽原発をかかえる新潟県は、２００３年からの「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」を強化し、複数の原発批判派を入れた小委員会を２つ発足させた。「設備健全性、耐震安全性に関する小委員会」（８名）と「地震、地質・地盤に関する小委員会」（６名）である。

あの３月11日の午後、わたしは新潟市で開かれた「地震、地質・地盤に関する小委員会」を傍聴していた。月にほぼ２回も開かれる小委員会は、意見の異なる専門家たちが丁々発止の議論を繰り広げる異例の委員会だ。

国や行政が開くほとんどの委員会や審議会は、落としどころを決めていて、そこに結論がゆくように委員を選ぶ。

この日、ひとりの批判派委員が、東電の津波対策は１年前から全く進んでいないではないかと指摘した時、大きな揺れがきて、しばらく続いた。あの大地震だった。

委員会は中断し、上越新幹線は止まった。駆け込んだ駅前のホテルは、予約なしでも快く宿泊を引き受けてくれた。ロビーの大型テレビは、大津波にさらわれる東北地方の沿岸の様子を中継していた。わたしは仙台の大学にいる末娘の安否が心配だったが、連絡はつかない。その地に10年暮らした娘は、月末に東京に戻ってくる予定だった。そのうちに、福島原発が全電源喪失に陥って、「原子力緊急事態宣言」が発せられたことが報じられた。

十年後のいまも、わたしたちは、この「原子力緊急事態宣言」下にある。

市民の意見を生かすために

新潟県の反・脱運動には原発を作る計画が始まったとき以来の歴史がある。予定された場所は柏崎市と刈羽村にまたがっていて、古くからの油田地帯で、豆腐のような柔らかい地盤だ。反対派は「豆腐の上に原発をつくるな」と訴えつづけ、現在に至る。

新潟地震（Ｍ７・５、１９６４）、新潟県中越地震（Ｍ６・８、２００４）、新潟県中越沖地震（Ｍ６・８、２００７）と地震が相次いで起こった。新潟地震のとき、アパートが傾き、新潟市内で液状化現象が起き、注目を浴びた。

原発にたいする県当局の慎重な姿勢は頻発した地震からきている。反対運動側も、「柏崎刈羽原発反対地元３団体」をはじめ、「原発からいのちとふるさとを守る県民の会」など数多く活動している。問題は県当

局がこの住民・市民の主張に、どのように対処し、専門家たちとの議論・討論を実現できているか、という点にある。

あまり知られてこなかったが、1972年に、米国の核物理学者A・ワインバーグが「トランス・サイエンス」という概念を提唱し、科学技術と社会の新しい関係性を掘り下げて考えた（小林傳司『トランス・サイエンスの時代』、NTT出版、2007）。「科学によって問うことはできるが、科学によって答えることのできない問題群からなる領域」（図3）が時代と共に拡大しているというわけである。一例をあげれば、「運転中の原発の安全装置がすべて、同時に故障すれば、深刻な事故が生ずる」ことについては専門家の間に意見の不一致はない。科学的に答えることができる。しかし、「すべての安全装置が同時に故障することがあるかどうか」という問いには、科学者たちの答えは一致しない。確率は低いとはいえるだろう。その値が安全かどうか、意見は分かれるだろう。つまり科学の世界を超えて（トランス）いる、というわけである。

図3

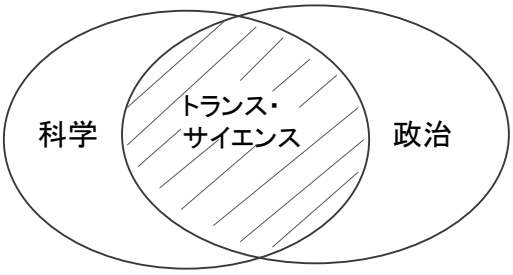

この考え方に従うなら、今年、大問題になりつつある柏崎刈羽原発7号機の再稼働問題にたいして、科学者でも専門家でもない普通の市民の意見が、非常に重要な意味を持っている。新潟県は、この難しい問題に直面している。「小委員会」や「県の技術委員会」の範囲を超えた問題なのだから。

しかし、もっと難しいのは、議論をまとめたうえで、どうやって、誰が決めるのかである。新潟県では、3つの検証委員会の上に検証総括委員会があり池内了氏が委員長を務める。最終的に知事が決めるようだが、それでいいのだろうか。ワインバーグは決め方については語っていない。熟議して合意をつくるのはあくまで、市民・住民ではないか。未だかつてない事態に注目していたい。

さきに、科学者の探求心の先がどうなるかについてふれたが、マンハッタン計画には市民・住民の関与する余地はなかった。情報は少数の軍人・政治家・科学技術の専門家たちが握っていた。それが核問題を世界の政治と国際関係の中心に押し上げて、何もかも、世界のありようをすっかり変えてしまった。

日本学術会議が「公開・自主・民主」の3原則を掲げて、日本が原子力研究を始めたことは、情報の「公開」の重要性を認識していたからだろう。しかし、中曽根原子力予算以来、それが守られてきたとはいえない。企業秘密、核に属する機微技術という言い訳が通り、「原子力ムラ」が強固な利益共同体をつくってきた。

3・11後にできた原子力規制委員会は、事故は起こり得ることを認める。事故が進行中のコントロールについてはどうか。臨機応変に終息を図ることができるか。はなはだ心もとない。いったん起きてしまうと、被害は途方もなく大きい。自然界の復旧をふくめて、フクシマの被害を元に戻すすべはない。

原子力は秘密のない科学と技術になりうるか。不可能だと思う。そうであるなら、「事故」が起こるのは「必然」である。それを避けたいのであれば、原子力をやめる以外に、社会の安全と安心は実現しない。

（やまぐち・ゆきお／原子力資料情報室共同代表）

中止一択、東京五輪！

宮崎　俊郎

1都3県の知事が緊急事態宣言発出を求め、それに応じて菅内閣は1月8日から2月7日までの1カ月間、緊急事態宣言を出した。

昨年の緊急事態宣言時より感染者数は第3波に入って爆発的に増加し、コロナ禍の収束の兆しは全く見えない状況である。ところが主要政治家の東京オリンピック・パラリンピックに対するこの間の発言は常軌を逸していると言わざるをえない。いずれもコロナ状況を全く顧みず、開催における選択肢すら用意していない「猪突猛進」型発言が相次いでいる。なぜなのか。

1．開催一択

この間の主要政治家の五輪発言を簡単に見てみよう。

菅首相は年頭あいさつの中で「ポストコロナの秩序作りを主導したい」と言う一方、「今年の夏、世界の団結の象徴となる東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する」と相矛盾することを何のてらいもなく言い放っている。1月12日にはマイクロソフト社元会長のビル・ゲイツとの電話会談で「オリンピックを必ずやりきる」と何の根拠もなく言った。

二階自民党幹事長の以下の発言も無責任発言として問題視された。

「自民党として開催促進の決議をしてもよいくらいに思っている」、「開催しないということのお考えを聞いてみたいぐらいだ」

小池東京都知事は昨年12月の定例会見で以下の発言をしている。

「国民や都民のみなさんは現在を見ている。私たちは将来に備えてのことを考えています」。何という上から目線。この発言にはかなり多くの人たちがSNS上で反発したという。

「世界の方々はこの新型コロナウイルスに打ち勝つ。その証しとしての東京大会だ」

まさにコロナからの復興五輪という幻想をいまだに振りまいていることには驚きさえ感じさせられる。

極めつけは何といっても森喜朗組織委員長。この人の物言いは下手な漫画よりよっぽど笑わしてくれる。すでに自らを「オリンピックの神」とでも勘違いしているふしがありそうだ。1月7日の緊急事態宣言が出された時の発言。

「不安は全くない。やることは決まっている。準備はほとんど終わっている。どうして7月のことをいま議論するのか」。この発言には組織委員会幹部も頭を抱えたという。1月12日に行われた組織委員会の年頭あいさつでは、「私がここで考え込んだり、迷ったりすれば、すべてに影響する。あくまで進める」と強調する一方、「私の立場で今年難しいとは口が裂けても言えない」と葛藤も滲ませた。

さて、こうした開催一択の主要政治家の発言は何を意味しているのだろうか。五輪開催についての世論調査は時間を経るにつれ中止・延期を支持する割合が増加し、最新のデータでは8割を超えている。そうした民意に逆らう形での発言に対しては実際にかなり反発が出ているようだ。それでも強硬発言が続くのは二つの要因が考えられる。

一つは、どんな形でも開催するという意識付けを与え、中止を諦めさせるということ。裏では弱気発言を行わないという意思

一致がなされているとも思える。もう一つは、IOC頼みで日本においては誰も中止の責任を取らないという無責任体制である。当のIOCも最古参のディック・パウンド委員が「最大の問題は新型ウイルスの急増なので、開催について確定的なことは言えない」と初めて弱気な発言をするなど、中止に舵を切りつつあると見たほうがよいだろう。

前者であれば、コロナ状況がいかに深刻化しても開催されてしまう危険性は十分に残されている。後者であれば中止発表は時間の問題であろう。

2．コロナ対策と五輪開催は二律背反

まず押さえておかなければならないことは、コロナ状況が世界的に拡大している中でコロナ対策と五輪開催は二律背反であるということだ。オリンピックは世界中のアスリートや観客が集う祭典であり、どんなに防疫体制を採ろうともウイルス侵入の危険性を払拭することはできない。

集会で発言する筆者

日本のコロナ状況は現在第3波の真っ只中にあり、終息のメドは全く立っていない。しかも世界においてヨーロッパではロックダウンに入っている国もあり、アメリカの感染者数も1000万人を突破し、中東やアフリカでも感染拡大が起こっている。こんな状況でオリンピックを開催すれば、火に油を注ぐことになること間違いない。だから8割以上の市民が今夏開催に反対しているのだ。

何としてでも開催するために政府は昨年9月から「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナ感染症対策調整会議」（以下「調整会議」と略）を立ち上げた。12月2日の第6回会議にて中間整理を公表したが、議長は政権中枢で公安と危機管理を担当してきた杉田和博内閣官房副長官。まさに「開催」路線から逸脱しないよう「危機管理」するための組織であることは人事からも明白だ。小池都知事は副議長という席に甘んじている。

「調整会議」はアスリート、大会関係者、観客の3つのカテゴリーについて入国、輸送、会場などの場面ごとに対策を整理している。確かにアスリートに対する対策は金をかけて予防検査体制を構築することになっている。しかし特に観客については一般的入国者に課されている「14日待機ルール」を適用してしまうと来日できないということから緩和策を提示している。またアスリート以外についてはごく一般的なコロナ対策しか提示できておらず、内容は極めて抽象的なものにとどまっている。何よりも通常のオリンピック開催の状態を想定したコロナ対策しか提示しておらず、無観客などの選択肢に対する感染上の評価は全く存在していない。

この「調整会議」の検討内容に呼応するかのように、昨年10月30日からは横浜スタジアムでの満席実験、そして11月8日には屋内実験として4カ国による国際体操競技大会における観客OKパフォーマンスが行われた。

こうした既成事実の積み上げによって、コロナ禍にもかかわらず、コロナに打ち勝った証しとして、通常型のオリンピック開催が可能となったというシナリオを描いたのだったが、見事なまでにコロナ第3波に打ち砕かれたのだ。

最も問題なのは、医療体制だろう。「調整会議」の検討でもアスリートに対する医療体制の手厚さには目を見張るものがある

が、現在の状況が続けば逼迫している医療体制をオリンピック・パラリンピックに振り向けることなどできるはずもない。大会会場だけでなく、選手村やホストタウンなどにも医療体制が割かれ、ただでさえコロナ以外の患者について入院もままならない状況にあるのに、オリンピック・パラリンピックに医療体制を割かれることになると私たち一般市民の命の問題となってくる。

3．延期開催にまつわる「カネ」の問題

当初7000億円と見込まれた東京オリンピック・パラリンピック予算は、大会関連経費も含めるとその後3兆円を突破し、延期に伴う追加経費は2940億円に上ると昨年12月4日に発表された。東京都が1200億円、国が710億円、組織委が1030億円という費用負担で合意したという。しかしコロナ感染状況がさらに深刻なものとなれば、費用はさらにかさんでくる。

東京都もコロナ禍で昨年春に約9000億円あった財政調整基金の8割以上を取り崩した。景気悪化で数千億円規模の税収減も予想され、オリンピックに対する追加経費などを負担している場合ではないのだ。

4．昨年11月のバッハ来日に対する私たちの取り組み

バッハの来日が定まらない中で、私たちは一刻も早く東京オリンピック・パラリンピックの中止決定を求める行動を昨年11月に企画した。

11月8日には屋内実験として4カ国による国際体操競技大会とコロナ状況の拡大にもかかわらず観客OKパフォーマンスが行われることに抗議して、11月8日に原宿神宮橋で街宣行動。

11月13日夜には文京区民センターで集会。鵜飼哲さんは「コロナウイルスに打ち勝つ人類とはなんなのか」という問いに対して、「ウイルスに打ち勝つ」と「ウイズコロナ」とが同義になってきている構図が「なんでもありの強硬路線」を強要できる下地を作っていることを喝破した。ジャーナリストの藍原寛子さんは2020年7月に撮影した福島県浜通りの聖火リレーコースの映像を紹介しながら、「『復興五輪』と福島の現状とは、どう見ても結びつかない。『復興五輪』の主体となる福島の人々は、疲弊しており復興どころではない」と訴えた。

11月14日の新宿アルタ前街宣では、オリンピック終息宣言展を2021年2月に行うアーティスト、入管収容中に暴力を受けたクルド人難民、「明治公園オリンピック追い出しをやめろ！　国賠」、リモートで釜ヶ崎、そして福島からは「避難民の生活は厳しくなり、子どもたちの様々な病気も多発している。汚染土の再利用も実験段階に入り、汚染水放出の動きもめちゃくちゃだ」などと力強いアピールがあった。街宣後90人参加でデモに出発。

バッハ来日のスケジュールをようやくつかんだ反五輪の会のメンバーを中心としてバッハ来日初日11月16日には都庁前で、17日には新国立競技場前で抗議行動が急遽行われた。間近まで詰め寄られたバッハは会見で、「対話の姿勢はなく叫び続けているだけだった」と言い訳をしたが、直接市民の声として「中止一択」を浴びせかけられたことは大きな収穫といえるだろう。日本の大マスコミは一切報じなかったが、ネットではかなりその様子も共有化されていた。

5．3・11から10年となる年に「復興五輪」から「真の福島の復興」への転換を！

問題なのは森組織委員長や小池都知事ばかりではなく、野党もマスコミもいまだ「五輪中止」を言わないことだ。推進派の強硬

路線と野党やマスコミの「だんまり」路線が相まって現在の開催路線が継続しているのだ。

２０２１年は福島原発事故から10年の節目の年だ。いまだに帰還困難区域は存在し、汚染水の海洋放出が容認されようとする厳しい状況に福島はある。もともと福島原発災害からの「復興五輪」という位置づけが、いつの間にかコロナからの「復興五輪」にスライドさせられてしまった。

私たちは今こそ、東京オリンピック・パラリンピックの「中止一択」を掲げるとともに、これ以上費やされるであろう五輪追加予算を廃止して、福島の復興、コロナの医療体制、コロナで苦しむ人々に振り向けることを主張しよう。

多くの市民が感じている五輪中止の必要性を様々な場面で声にし、五輪中止を実現させられるのは「いま」だ。

（みやざき・としお／オリンピック災害おことわり連絡会）

「オリンピックやっている場合か！」。2020 年夏、新宿駅南口での反五輪行動。

運動の現場から

コロナ下でも座り続け、抗議し続けて脱原発を実現！

経産省前テントひろば

1　3・11後、9年間の闘い

２０１１年3月11日の東電福島第一原発事故のちょうど半年後に、渕上太郎さん（故人）他の「9条改憲阻止の会」の人たちが脱原発を訴えて経産省の敷地の一角（ポケットパーク）にテントを張った。その後、福島の女たちや多くの脱原発を訴える人たちに支えられて「経産省前テントひろば」（以下、テントひろば）を結成し、土地借用の交渉をする中で安倍政権下の経産省がテント撤去裁判を起こした。私たちは、脱原発を訴えることの正当性と公共空間における表現の自由を主張して裁判を闘ったが敗訴し、２０１６年8月21日に強制撤去された。

テント撤去直後から私たちテントひろばは経産省本館前の歩道に座り込みを開始し、今日まで続けている。思えば、テントでの闘いが約5年（4年11カ月）、本館前座り込みが２０２１年1月末で4年5カ月である。

鎌田慧さん他、多くの識者や弁護士に支えられ、今も「経産省に突きつけた匕首（あいくち）」あるいは「霞が関の峠の茶屋」として、毎日交代で座り込みを続け、毎週金曜日には脱原発を訴える抗議行動を実施している。また、経産省や原子力規制庁の担当に質疑応答する院内ヒアリング集会も続けている。

2　全国・世界のテントひろば

テントひろばには、脱原発を訴える全国の方々が立ち寄り、互いに英気を養い、情報交換をしている。海外からも来てテントに泊っていく人たちがいた。テント無き今も近隣国のメディアが取材をし、報道してくれる。

60年安保からの名うての闘士が設立したテントに、脱原発を念願する多くの人々が集結し多種多様な人々が活動している。

当初は、脱原発の行動に絞って行動してきたが、辺野古・戦争法制・排外・森加計桜検事長問題・新型コロナ対策・敵基地攻撃などなど、国民主権・立憲主義・平和主義・民主主義をないがしろにする安倍政権・菅政権への怒りが増し、金曜日の抗議行動では反原発のみならず反基地・反戦・生存権を訴えるアピールも増えている。また、昨年からの新型コロナ感染拡大においても、脱原発実現こそが最も重要であると、感染防止に留意しながら座り込みも抗議行動も休むことなく続けている。中でも、半世紀前から高木仁三郎さんらとともに原発反対を訴えてきた斎藤美智子さんは、90歳を超えた今も毎日霞が関に通ってきて座込み抗議し続けている。

なお、毎日の座り込み行動の記録である「テント日誌」をメール送信し、脱原発に関わるニュースや行動の紙媒体「テントニュース」を隔週で発行している。

3　福島を隠し地球温暖化を口実に原発推進し続ける原子力ムラ

残念ながらこれだけ行動をし続けても、原子力ムラは原子力発電をやめるつもりがない。以下に述べるように脱原発に舵を切る理由は一杯あるにも拘らず。

【脱原発に舵を切るべきと考える理由】

◇イチエフ事故は終わっていない

東電福島第一原発（イチエフ）事故を経験し、多くの方々がふるさとも生活も仕事も奪われ、地震による配管破断説・3号機核爆発説などを無視して事故原因は追究されず、廃炉工程も廃炉後の姿も不明でこれから百年以上かかる見込み。放射能汚染水の管理もできずに「海洋放出」と称して海洋投棄を目論んでいる。「アンダーコントロール」の大嘘で招致した東京オリンピックは

新型コロナ感染が無くても返上するべきだ。

◇「核のゴミ」問題を未来世代に残すな

「核のゴミ」問題も多くの「国民」に明らかになり、十万年以上もの保管・管理をどうするのかいまだに決まらず、もんじゅ廃炉に象徴されるように核燃料サイクルが破綻している。本来なら、日本学術会議が２０１２年に原子力委員会に答申したように、高レベル放射性廃棄物など「核のゴミ」問題について国民的議論をしてから原発再稼働を論じるべきなのだ。

◇原子力規制委員会は再稼働推進委員会・被曝強要委員会

原子力規制委員会が作成した「新規制基準」は、多くの専門家や司法が指摘するように既存原発の稼働を容認するための「緩やかに過ぎ合理性を欠く」基準であり審査も検査も信用できない。放射線被曝についての検討も世界の原子力ロビーの代弁をしているだけだ。不祥事を起こし続けている東電・関電・日本原電などに対してさえ甘い対応をし続けている。このままでは事故をくり返す。

脱原発まで座り込みは続く

◇原発はクリーンではない

「原発は安全、原発は安い、原発が無いと電気が足りない、原発は準国産……」などの嘘をつき続けてきた経産省・資源エネルギー庁が、今なお「原発はクリーン」の大嘘をつき、地球温暖化対策を口実に原発を残そうとしている。お湯を沸かしてタービン回して電気を起こすために核分裂を起こすナンセンス装置原子力発電は、放射性物質を大量に排出し管理不能な死の灰「核のゴミ」を残す。

4　今年こそ「エネルギー基本計画」に脱原発を書きこませよう

元日本原電理事の北村俊郎さんが「原発はなぜ潰れないのか」（２０２０年５月／日本エネルギー会議）で、「電力会社が原発を支えているたくさんの仲間を持っているから潰れない」と書き、「このままでは大手電力会社は動かない原発と心中することになる。どんなことがあろうと降伏は口に出せず国民を道連れに玉砕に向かった戦争末期の大本営と同じだ」と結んでいる（http://www.enercon.jp/未分類/17319/）。

３・11後10年、経産省はこの間に第４次と第５次のエネルギー基本計画を策定し、原発を温存し続けた。しかしながら、この数年間の世界の再生エネルギーの進展は無視できない。現に第５次エネルギー基本計画では「可能な限り原発依存度を低減する」と書いている（但し２０３０年の電源構成は原発依存20～22％）。

第６次エネルギー基本計画の検討が始まったが、不思議なことに「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」の委員からは明確な脱原発の声が聞こえてこない。何としてもこの第６次で原発ゼロを決めさせたい。テントひろばでは「基本政策分科会」が開会される30分前から経産省本館前で抗議行動をするとともに、チラシをまいて分科会委員に脱原発を訴えている。

私たちテントひろばは脱原発を実現するまで座り込みを続けます。是非ご一緒に闘いましょう。

木村雅英（経産省前テントひろば）

経産省前テントひろば
住所：〒105-0003 東京都港区西新橋１-21-８新虎ビル２Ｆ
電話：０７０-６４７３-１９４７（午後のみ）
https://www.tumblr.com/blog/view/tentohiroba
tentohiroba@gmail.com
郵便振替口座：００１６０-3-２６７１７０

運動の現場から

「独法化」から都立病院を守れ

広尾病院を守る会

毎月 JR 田町駅などで通行人に呼びかけ活動を行なっている

「広尾病院を守る会」は２００８年2月に広尾病院で働く看護師などの労働者、渋谷区恵比寿、広尾地域と港区白金、白金台の住民が集まって結成されました。以来、まる13年が経過しようとしています。この間毎月、地下鉄広尾駅、ＪＲ田町駅や恵比寿駅の駅頭で宣伝行動を繰り返してきました。宣伝行動の後にはその都度、広尾病院の組合事務所で世話人会を開催し、今後何をしていくべきかを議論し、方針を決め活動を続けてきました。

最近、恵比寿駅は観光客が多く反応がやや鈍いので、広尾病院門前での宣伝に切り替えています。また、メーデー会場や催し物が行なわれる会場での宣伝行動も併せて行なってきました。最近は、新型コロナの感染が広がる中で、狭い組合事務所での世話人会は危険なので別の場所をお借りして世話人会を開いています。

今でも街中で宣伝を行なっていると、「広尾病院が無くなるのですか」とよく聞かれます。それは我々が運動を始めるきっかけとなったのが「広尾病院が無くなる」と思ったからですので当然な疑問です。しかし、話をよく聞いてみると、広尾病院が「都立直営」でなく、管理・運営が独立行政法人に移管されるとのことでした。

そもそも、都立病院廃止に関する話は、石原都政の時代に都立病院など無駄だとの発言から始まったのです。当時16ヵ所あった都立病院のうち8病院が廃止あるいは公社病院に移管されたのです。そして現在残っている都立病院は8ヵ所となり、6病院が公社化されてしまいました。

今度は、これら14病院を完全に独立行政法人に移管しようとしているのです。

すでに独立行政法人に移管されている全国の公立病院の状況を調べると、医師、看護師などの労働条件が低下し、また基本的に「独立採算」なので患者・利用者の経済的負担が増大していることが明らかになっています。

「都立病院の充実を求める連絡会」やこに結集した「各都立病院を守る会」の運動もあって、わが広尾病院はこれまでのところ「都立直営」で維持されてきました。

しかしながら、２０１９年12月3日の都議会本会議で、突然、小池都知事は都立・公社14病院を「独立行政法人へ移管に向けた準備を開始する」と表明しました。さらに12月25日には「新たな病院運営改革ビジョン（素案）」を発表し、コロナ禍の昨年3月の都議会では都立・公社病院の「独法化」予算6億３８００万円を計上しました。「素案」は都議会で議論もされておりません。

都立病院は都民の貴重な財産です。一方的な都知事の行動を許してはなりません。

今後も「独法化」反対の行動が色々企画されますので、時間の許す限りご参加いただければ幸いです。

廣谷正男（広尾病院を守る会世話人）

広尾病院を都立のままで存続・充実させる会（略称：広尾病院を守る会）事務局
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-10-504
渋谷区労連内
電話：03-3356-4755

連載エッセイ・第80回

〈見えない〉恐怖

鈴木一誌

仕事場と自宅を兼ねたわたしの住居は新宿区にある。全国的には、新宿区イコール歌舞伎町という危険なイメージがあるらしく、地方から電話がかかるとき、だいたい「だいじょうぶですか?」と聞かれる。「だいじょうぶです」と答えはするが、「だいじょうぶではないのかもしれない」と思うときがある。新型コロナ・ウイルスのおかげで、生活のリズムがくるい、時間の感覚がおかしくなっている。先日も、7時だから夕食にでも行こうかと外出したのだが、なにかがおかしい。なんと朝の7時だった。

昨年、新規採用したスタッフが、おそらくコロナのストレスが原因だと思うが、鬱病に近い症状となった。3月25日に働きはじめ、4月頭の緊急事態宣言で在宅勤務となった。上京しておよそ1週間で2か月にわたる在宅勤務で、孤独感を募らせたのだろう。当時の状況では、「満員電車に乗って通勤して来るように」とはとても言えなかった。

6月からは、月・水・金曜日を出勤日とし、満員電車を避けて11時出社、4時帰宅というシフトを組んだ。「聞きたいことが聞ける」「教えてもらえる」と、彼女は嬉々として出勤してきたのだが、中旬から調子がおかしくなった。めまいと耳鳴りとで「電車に乗れる気がしない」と言う。背中を掴まれて、うしろにひっぱられる感じだとも語る。九州の実家に帰すことにした。さいわい、千葉県に親戚がおり、そのひとの世話でなんとか実家に辿りつき、治療につとめている。

もともと、スタッフはふたりしかおらず、そのうちのひとりが離脱したのだから、働き手が半分になった勘定で、人手が足りず忙しい。いまの東京の感染者数の多さでは、上京をうながす新規採用もしにくい。そもそも、親が賛成しない。彼女のばあい、鬱病的な症状として顕在化したが、多くのひとが、それぞれの立場でストレスを抱えていて、今後どのように表面化していくのだろうか。午後8時までしか営業できない飲食店の経営者のストレスも並大抵ではないだろう。

〈見えない〉事態の心理的な圧迫がこれほどだと思わなかった。3・11東日本大震災での福島第一原子力発電所でのメルトダウンによって放出された放射線も「見えなかった」が、あるていど地域が限定されていた。ところが、新型コロナ・ウイルスのばあいは、世界中のどこに行っても感染のリスクがある。わたし自身の意識の変化では「この数か月のあいだ、一枚も写真を撮っていない」ということは以前に書いた。〈見えなさ〉に圧倒され、自分の〈写真好き〉もその程度だったのかとあきれた。

コロナばかりではなく、世の中がいっせいに見えなくなっている。書物の装丁は、本文が扱っている内容の視覚的な要約といってよいが、可視化できないテーマが拡大している。先日、相模原やまゆり園障害者殺傷事件に関わる本の装丁をしたのだが、死刑を宣告された被告の心理を可視化できたとはとうてい思えない。流動し電子化される〈金融〉を現在の装丁術は可視化できるだろうか。難民やスラムの映像が〈難民問題〉を見せることになるのだろうか。ブックデザインにとってむずかしい時代がやってきた。

(すずき・ひとし/ブック・デザイナー、題字デザインも筆者)

〈象徴天皇教の祝祭ナショナリズム〉批判
緊急事態宣言・天皇大権・憲法25条［国民の生存権、国の社会保障的義務］
――新天皇「即位」（代替り）問答⑨

天野 恵一

――1月7日に政府が新型コロナウイルスの感染症が急増している4都県に出した緊急事態宣言は、大阪、京都、兵庫の関西3府県と愛知、岐阜の東海2県と栃木、福岡の両県の11都府県に拡大（13日）という状況になってきました。この拡大は、無策の菅政権というより、オリンピックをあきらめない政権が前倒しで開始したゴーツー・トラベル、そしてゴーツー・イート政策によって、政策的（人為的）につくりだされました。この政権への人々の当然の怒りから、支持率は、大きくダウン。こうなってあわてて感染対策強化に転じた安倍ゆずりの私利私欲政権による「緊急事態宣言」。まったく予想通り、医療崩壊は始まり感染者をあぶりだすPCR検査にたどりつけない人、検査で陽性確認できても病院に入れずに医療を受けられない「自宅待機」者があふれかえっている状況で、「宣言」にいろいろな「罰則」をつける政府方針があれこれ討論されだしています。まったくあきれた政権でしょう。そんなことしている場合かって。店舗の営業を止めても、ヨーロッパ基準の手厚い休業補償はない。あれだけ長い事、いろんな人が求めていた医療従事者（病院）への、補償対応もまともじゃない、一時より拡大したとはいえPCR検査の拡充もまったくたりないまま。それで経済（金）ダ、経済（金）ダで、ゴーツー、ゴーツーさわぎでしょう。この人達、どうかしてますよ。

天野　ハイ、「トラベルが感染拡大の原因であるとのエビデンスは存在しない」なんてフザケた首相発言もありましたが、この政権こそが感染拡大（死者の急激な大増加）の元凶であるという「エビデンス」は、この間、社会にあふれてますね。それにしても、たいへんなお怒りで、これまでと反対で、私の方がとりつく島がない（笑）。

――あたりまえです。私の身の回りにも感染者が、何人も出てますし、本当に心配、リアルに危機感があります。ナニよ！　集まってステーキ会食のくりかえしって。マスクに穴でもあけてたべてるのかと思ったら、マスクなんてしてない。

天野　そりゃ、そうだ。ハイ、ストップ。

――すこし、おちつきました。始めます。

天野　ナンダ、まだ始まってなかったの（笑）。

――もちろん（笑）、天野さん、「反天連」のニュース（『Alert』55号）の連載を読むと、この間、女性週刊誌を中心に、「秋篠宮」の父と娘と小室さん母子をめぐる、結婚トラブル報道をまとめて読んでいるみたいだから、この新天皇「即位」とともに必然的に始まった、次をどうするのか、皇室制度をどうつくり替えるのか、という問題をめぐる状況について、語りたいでしょうが、このテーマはまだ続々と記事が出続けるようですし、次回以降にまわしてもらいます。

　このニュースの文章で、天野さん、「皇室とコロナ」という問題を語るなら、「天皇一族は、かかりつけの医者どころか皇居の中に『宮内庁病院』という大病院を、国民の税金で保有している超特権的家族である、この点を忘れるべきではあるまい」と書いているでしょう。私、こういう〈特権〉についてよく考えたことなかったけれど、医療格差の拡大の状況、天野さんがそこでいう通り菅首相らの支配者たちは、十分な医療を保障されているから平然と、この間のような、貧困老人どもは死んでもやむなしの「棄民」政策が取れる。そして皇室の特権的医療。

天野　ウン。僕も持病ありの、もしかしたら医者（病院）にたどりつけないかもしれない貧困老人の一人だから、「宮内庁病院」を持っていて、それ以外でもどこでもおそらく最優先で治療される「皇室」の人々

の「特権」とその裏側にはりついている十分に治療できなければそれでもよしの多くの一般老人たちへの「棄民」政策が見える。まちがいなくそうした政策が、この政権によって実行されているという事実を考えるべきだと思っているんです。

そしてこの〈特権〉にあぐらをかいている天皇一族の「コロナ」全国民心配パフォーマンス（「お言葉」）の欺瞞を言いたい。

――ハイ、ハイ、この状況だと、それなりに分かります。ところで、実は、今回のメインテーマは、「緊急事態宣言」の評価にしたいと思いますので、少し、そちらに質問をシフトします。天野さん、私たちは、この「緊急事態宣言」というものに反対の立場で、このコロナ騒ぎの中に入ってきましたよね。だって国が特別に人権規定をあれこれ制限することを可能にする法に賛成するわけにはいかないじゃないですか。人権侵害の合法（合憲）化なんてトンデモないわけですから。2020年の4月に「権力集中、人権制限の『新型コロナ特措法』による緊急事態宣言に反対します」の声明を発しています。あの最初の「緊急事態宣言」の時も、コロナ感染拡大への危機感から「宣言」をいそげの声は人々から広く沸き上がり、モタモタしている安倍政権を突き上げているという状況でした。

天野　ハイ、そうでした。今度の感染拡大は、もっとすさまじいものですし、「遅すぎるという世論」は多数ですね。正直、僕も、おそらくあなたも、その実感を共有している。この自己矛盾をどう考えるのか、大問題ですね。今回は一回目の「経済」への大打撃にこりた菅政権は、宣言を発することから逃げ続けてきたわけですからよけいです。でも、会の「声明」に、衆院参院併せてわずか7時間あまりの国会審議で可決したこの重大な「法」の審議プロセスのひどさに触れています。そして様々な人権制限を可能にする「構成要件が曖昧」である点を問題にしています、そして「首相の独断」が全面的に許されている点をも批判しています。こういう具体的な批判点は、今でも当然の主張だと思います。今回の「宣言」発出以前に、この法運営をめぐって、よりつめた国会審議をすることがまったくなかった訳ですから。この「法」がとてつもなく危険なものであることを批判し続けるのは当たり前です。それに、入院を拒んだ感染病患者に「罰則」を設けて、強制への「改正」なんて論外でしょう。予想した通り、権力者たちは「感染対策」を口実に、とんでもない方向（治安対策の強化）へ向かって動き出しているでしょう。これへは批判の声を大きく上げるべきでしょう。

――その点は、よくわかります。でも……自己矛盾した感情の問題は残りますよ。

天野　ハイ、その点は僕もそうです。前回の時も、実は、こういうことがありました。私たちの運動のまわりで、反弾圧運動を熱心にやっているグループなどを中心に、「緊急事態宣言」の撤回を求める集会とデモが生まれました。その集まりへの僕や「反天連」は賛同を求められ、いつもすぐ賛同をくりかえしてきたグループの活動でしたが、私（たち）は、その時だけは、しませんでした。原則的には正しいが、情勢が悪すぎると判断したわけではありません。今までの原則では、やっていけない事態が発生していることに気がついていたからです。

ヨーロッパでもロックダウンなど強い国家規制が日常化しました。こういう「例外的」コロナ状況に〈国家〉がせりだしてくることも限定的に〈やむなし〉とする判断が人権派の中でも広くうまれています。その中にはこうした感染病の危険を「大したことない」の安全神話で、やりすごそうという論理もないわけではなく、論争もくりひろげられているようで、そのことがG・アガンベンVSJ・L・ナンシーの論争が『現代思想』（20年5月号）で紹介されていましたね。私たちもここに立ちどまって考え続けるしかないと思います。

――でも、安倍政権のねらってきた明文改憲のプランは、多発する地震被害などの拡大の状況を利用して、戦後の憲法には「国家緊急権」条項が

欠落している、まずこれを入れようという、緊急事態への対処、人々の「安全」のための「改憲」だというイメージ操作があって、今回の「宣言」法も、そういうステップにしようという動きが公言されていたでしょう。

天野　ハイ、そうです。交戦権を放棄して戦争をしない、軍隊を持たないことを宣言した憲法下で、戦争のための「国家緊急権」などないのは、あたりまえ、それを戦争のできる国につくりかえたい安倍政権が、自然災害の拡大への有効な対処などを口実に、「国家緊急権」づくりという憲法改悪。これに反対していくのは当たり前でした。

ここで、もう少しこまかく検討してみれば、戦前の大日本帝国憲法下では当然にも「国家緊急権」は入っていました。ただし、〈天皇大権〉の一つとして。

――「天皇大権」？　具体的に説明してください。

天野　第4条に「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」とあります。この天皇だけが持っている大日本帝国の統治権が「天皇大権」だということらしい。

岩波文庫にやっと入った美濃部達吉の『憲法講話』（1912年）の説明を引きますね。

「天皇の大権はこの如く国の統治権の全部に及ぶものであって決して或る特別の事柄にのみ限られるものではありませぬ。憲法はその第五条以下第十六条に至る各条において天皇の大権に属する各種の事項を列記して居りますけれども、これはただその重なる事柄を例示し、またこれらの事柄については議会の協賛を要しないことを明かにして居るばかりであって、大権の範囲がただこの列記事項にのみ止まるというのではありませぬ。帝国議会はただ憲法に依って与えられた権限を有って居るばかりで、憲法の規定以外には特に天皇から御委任のあった場合のほか全く権限を有することが出来ないのでありますが、天皇の大権は統治権の全部に及ぶもので、特に憲法に依って制限せられて居るほかには総ての事柄がみな大権に属するのであります。」

こうあります。

――憲法に規定されてるけど超憲法的「大権」、なにそれ、ウルトラ権限なのね。

天野　ハイ、「神聖ニシテ侵スヘカラス」（2条）の神の「大権」ですからね。憲法上の規定を示しますね。まず第8条「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」。第14条「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」、万能の「戒厳大権」というやつですね。31条には「戒時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」、「非常大権」ですね。

――トンデモナイ憲法。

天野　ハイ、だから「天皇大権」という言葉が戦後憲法にナイのは当然だし、その解釈のテキストの中にも存在していないのは、ある意味であたりまえだけど、「天皇大権」のイデオロギーが戦後憲法の中でまったく消滅していると思ってはいけないし、大日本帝国憲法の中の「天皇大権」の政治性格についても、もっと緻密に検証すべきなんじゃないかな、私たちも。

――改憲による「国家緊急権」作りってのは、「天皇大権」に代わって、非常時首相独裁大権作り、というわけですね。

天野　乱暴に言えば、そういう問題です。そうした改憲構想に私たちが反対するのは当たりまえ。コロナ対策でも、そうした性格を持ってしまう法づくり、法運営に、私たちが批判的なのは、これまた、あたりまえ。それを前提にしてでも、感染拡大阻止（人々の動きにブレーキをかける）緊急事態宣言の限定的発動そのものは、この状況ではやむなし、と言う事かな。

――ウーン。苦しいですね。

天野　まったく。でもね、自己矛盾してしまっている自分たちの姿は隠すべきじゃないと思います。ここから考えをくみなおし

していくしかない。

――天野さん、松井隆志さんとの『ピープルズ・プラン』90号での対談「コロナパニックへの対応―素人の対話」でも、私は楽しく読ませていただきましたが、そこでも、自分が〈まちがっている〉かもしれない可能性について、公言していましたね。運動の中での自己矛盾（動きまわるべきでない、動くべしの）をわりと正直に語っていました。

天野　ハイ、この自己矛盾した感情と論理は実は運動の渦中にいる人は、みんな共有しているんじゃないのかな。正直に、これと向き合い続けるしかないと思いますね。

――前号の「読者のおたより」で、この問答「ますます冴えてわかりやすい」という声が寄せられていたけれど、なんか今回は歯切れの悪い展開ですね（笑）。

天野　イヤ、断定的に結論を出せない問題は、何故そうであるかを明示しながら、進むべきだと思うんだけどナー。

――批判ではありません。そこは私なりに理解できます。

天野　もう一点プラスしておきたい。この問答でも、以前に言ってきたことだけど、大日本帝国憲法にはないけど、戦後憲法には、第25条に「①すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」てやつがあるじゃない。

　生活保障も、感染病対策のための事前の医療体制の拡充は〈国家の義務〉なのよ。安倍－菅政権がそれをまったく果たしてこなかったツケが医療崩壊と「緊急事態宣言」なわけだから。ヒドイ話。この歴史的な責任を問いながら、手厚い医療体制もいろいろな補償も国の〈義務〉。私たちの当然の〈権利〉。憲法の理念（生存権）へ向けた政策づくりをいそがせる声を大きくしていくべきですよ。

――ハイ、今日は、そこまで。少しいつもの調子がもどってきましたね（笑）。

（あまの・やすかず／反天皇制運動連絡会）

絵：貝原 浩（タイトル下とも）

▼表紙絵の作者▲

野末恒三
（のずえ・つねぞう）

１９０９（明治42）年５月11日、静岡県の自営業の家に四男一女の三男として生まれる。静岡県浜松第一中学校（現・浜松北高校）卒業。１９３６（昭和11）年、東京美術学校油画科卒業。その後、教師となる。１９４４年５月９日、妻と二女をのこし、フィリピンに出征。第１０５師団工兵隊、比島派遣威第１０６０８部隊原田隊所属。１９４５年７月13日、フィリピン・ルソン島において頭部貫通銃創により戦死。享年36。

連　載

コロナとペスト
――731細菌戦部隊の黒い影
《Ⅰ》731部隊による細菌戦

松村　高夫

昨年初めコロナが日本でも感染拡大しはじめてから1年を過ぎた現在まで、書店にはパンデミック関係の本や雑誌が洪水のようにあふれ並べられてきた。カミュの『ペスト』（1947年）はその中の一冊である。

これは「194X年」にアルジェリアのオラン市で生じたペスト感染という不条理に直面した医師リウーや友人たちが、どう感じ、考え、どう行動したかを描いたフィクションであり、多くの紹介や論評がなされている。だが、同じ「194X年」に中国ではペストが大流行したことに触れているものはほとんどない。例外は、加藤哲郎『パンデミックの政治学――「日本モデル」の失敗』（花伝社）と山岡淳一郎『ドキュメント　感染症利権――医療を蝕む闇の構造』（ちくま新書）ぐらいだろうか。

私は今回の日本におけるコロナ感染の実態を捉えようとするとき、1940～42年の中国でのペスト感染に焦点を合わせることが決定的に重要であると考えている。それは中国でのペスト感染が、日本軍731部隊の細菌戦の結果引き起こされたからである。そして戦後、その731部隊の日本人の医者たちが、細菌研究の資料と細菌戦のノーハウを示す資料を全てアメリカに提供することによって戦犯免責され、日本の医学界に復帰し、各自重要なポストについたからである。今回のコロナ感染に関しても彼らが「感染症ムラ」をつくり、感染症対策に様々な影響を与えている。ごく一例をあげれば、PCR検査をできるだけやらないようにコントロールしてきたのは厚労省所管国立感染症研究所であるが、その前身の予防衛生研究所（予研）の歴代の所長は、731部隊所属の医者が圧倒的に多かった、等々。

以下3回の連載では、《Ⅰ》731部隊による細菌戦、《Ⅱ》戦後731部隊医者たちの医学界への復帰、《Ⅲ》日本のコロナ感染と「感染症ムラ」、と論をすすめていくことにしよう。

Ⅰ　731部隊による細菌戦

日中戦争勃発前夜、中国東北（満州）のハルビン郊外の平房（ピンファン）に設けられた「関東軍防疫給水部」（通称731部隊）に、京都大、慶応大、東京大などの若手、中堅の医者が、細菌兵器開発のために馳せ参じた。日本人の医者は、石井四郎部隊長の指揮のもと、少なくとも3000人の中国人などを人体実験しながら、ロ号棟という100メートル四方、3階建の冷暖房完備の近代的ビルのなかで細菌研究にいそしんだ。（図1）

現在ではその1割に当たる約300人の氏名、住所、年齢が判明している。日本の中国侵略に対し抵抗した、あるいは抵抗したとみなした中国人を日本人憲兵が捕らえ、逮捕者の15～20％を「731送り」に

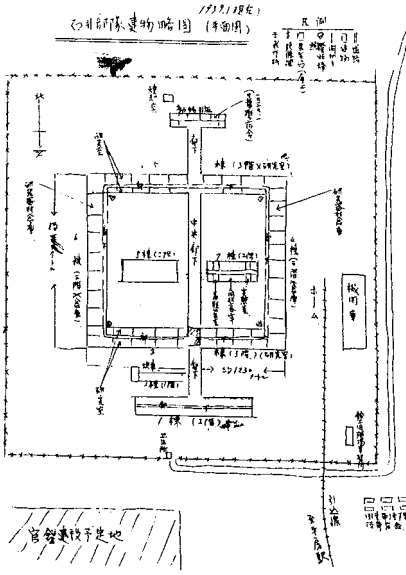

図1　平房の731部隊のロ号棟平面図（萩原氏が付けた原題は「石井部隊建物略図（平面図）（1939年1月現在）」

した。この特別移送のことを当時の軍隊用語で「特移（トクイ）扱（アツカイ）」といった。平房の７３１部隊に連行されると、彼らは名前を奪われ、３桁か４桁の番号が付けられ、ロ号棟の中庭にある特別監獄７棟・８棟に収容された。（図２）

彼らはマルタ（丸太）と呼ばれ、特別監獄内の西側に解剖台のあるコンクリートの３部屋があり、「八角堂」で人体実験の対象とされた。医者にとっては生きたままの対象を実験できるのは大変魅力的だったようで、「今日はマルタ３本処理した」というのが隊員たちの日常会話だったという。

特別監獄から脱走に成功した人は一人もいない。全員が解剖台の上の露と消えたのである。ナチス・ドイツの強制収容所のばあいは、解放されたときユダヤ人など生存者がいたので、フランクルの『夜と霧』などの本がでたが、全員殺害された７３１のばあいは証言者がゼロで、戦後、医者は医学界に復帰し堅く口をつぐんだので、７３１部隊の秘密は長い間隠されてきた。森村誠一『悪魔の飽食』第１部が１９８１年に出版されるまで、敗戦から36年が経っていた。

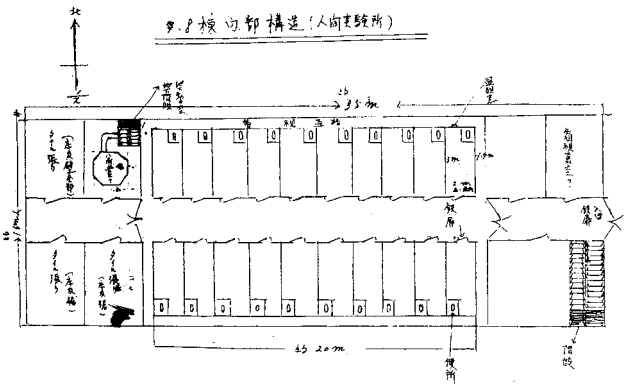

図２　特別監獄（７・８棟）の内部構造（萩原氏が付けた原題は「７・８棟内部構造〈人間実験所〉」）

７３１部隊では十数種の細菌が実験研究されたが、細菌弾として最も効率的なのは、人間にはペスト菌、軍馬など動物にたいしては炭疽菌、というのが結論だった。７３１独自の発明は、ペスト菌を蚤（ノミ）に感染させたＰＸである。このＰＸを１９４０年から42年にかけて中国十数地域に日本軍機から投下したり、地上で散布したりした。１９９２年春、イギリスのケンブリッジ大学でジョセフ・ニーダムは私にこう語った。

「ペストの生菌を空中から投下したら地上に着くまで死滅するというのが当時の世界の生物学界の常識だったので、日本軍がペスト菌を撒いて中国で被害者がでたということが当初は信じられなかった」

ペスト感染蚤であるＰＸは７３１部隊の独自の発明だったのである。ＰＸが軍機から穀物と一緒に投下され地面に落ちると、その穀物を食べに近づいてくる地場の鼠（ねずみ）にペスト感染蚤がたかり、ペストに感染した鼠が広がっていき、ついには人間に感染する。こういう感染の方法が案出され、実行された。こうして日本が細菌兵器を世界に先駆けて開発し、実戦に使用したのである。

◇

日本軍は１９４０～42年、中国の吉林省、浙江省、湖南省、江西省でＰＸを散布した。奈須重雄氏が国会図書館関西部で発見した金子順一論文には、表１が載っている。その表には７３１部隊がＰＸを撒いた年月日、場所、グラム数、第１次感染、第２次感染による死者数がでている。これを見ると、まず１９４０年６月４日に農安（吉林省）にＰＸ５ｇを地上で撒いたことがわかる。そして同年10月４日に浙江省の衢県（衢州）に日本軍機からＰＸ８kgが散布され、10月27日には寧波（ニンポー）にＰＸ２kgが散布されている。また翌年41年11月４日に湖南

攻撃	目標	PX（kg）	効果	
			1次	2次
1940.6.4	農安	0.005	8	607
1940.6.4～7	農安，大賽	0.010	12	2424
1940.10.4	衢県	8.0	219	9060
1940.10.27	寧波	2.0	104	1450
1941.11.4	常徳	1.6	310	2500
1942.8.19～21	広信，広豊，玉山	0.131	42	9210

備考：金子順一「PX ノ効果略算法」『陸軍軍医学校防疫研究報告』第 1 部第 60 号，1943 年より。

表１　既往作戦効果概見表

省の常徳に日本軍機からＰＸ１・６kgが散布され、翌42年８月19日から21日にかけて、広信、広豊、玉山（江西省）にＰＸ１３１ｇが地上で散布されている。以上の６回の攻撃により、１次感染者（罹患致死数）は合計６９５人（これはニーダム・メモのペスト患者数６９９人とほぼ同じ）であるが、２次感染者は合計２万５２５１人、１次と２次の感染合計は２万５９４６人とされている。

農安でＰＸ５ｇを地上で撒いた結果、農安で公式記録でも３５３人、実際には４００人以上のペスト患者を生みだした。農安でペスト菌を地上で撒いた時、７３１ペスト班責任者・高橋正彦は現地にいっていたようで、農安でのペストの感染・拡大の状態を詳細に調べている（高橋正彦『ペスト菌論文集』慶応大学医学部所蔵）。

さらにペストは農安から60キロほど離れた新京（現在の長春）に伝播する。新京は「満州国」の首都なので、「新京１９４０年ペスト流行」は、紀元２６００年祭典の行われる東京に「満州国」代表が新京から派遣されることもあって、統治者は神経をとがらせた。関東軍司令官・梅津美治郎の命令により、１９４０年10月７日に平房から「関東軍臨時ペスト防疫隊」が新京に派遣され、国防会館に防疫隊本部をおいた。

防疫本部の本部長は石井四郎であり、部員は７３１部隊員を中心に別働隊まで含めると７００人を越えた。農安にも新京から10月19～20日に３本の専用列車を走らせ、千数百人の防疫隊を運んだ。しかし１カ月して、まだペストが流行しているにもかかわらず、防疫隊は新京と農安から引き上げ平房に帰還する。ペスト患者や死者から内臓をとりだしプレパラートにして平房に持ち帰り、新しいペスト菌株も、71菌株の実験データも持ち帰った。もう「防疫」の目的は終わったということで、まだペスト流行は終息していないのに、平房の７３１部隊は１カ月で引き上げたのである。広島にきたＡＢＣＣ委員会《編注：米国の原爆障害調査委員会》を想起させる。この防疫活動により石井四郎の「満州国」政府内部での政治的地位は格段に高くなった。

こうして７３１部隊は持ち帰ったペスト菌株や高橋正彦の「農安感染報告」などを１年間かけて分析・研究し、ペスト菌散布の方法と効果に確信を持つにいたり、１年後の１９４１年11月４日に、湖南省の常徳にＰＸを投下することになったのである。細菌戦の指揮者・井本熊雄の日誌には、常徳のＰＸの投下の模様が詳しく記されている。

◇

細菌戦の恐ろしい点、即ち日本軍にとってメリットである点は、２次・３次……と感染拡大されていくことにより、日本軍の細菌散布がペスト発生源であることが判らなくなる、という点にある。ペストの流行が自然発生のようにみえてしまうのであ

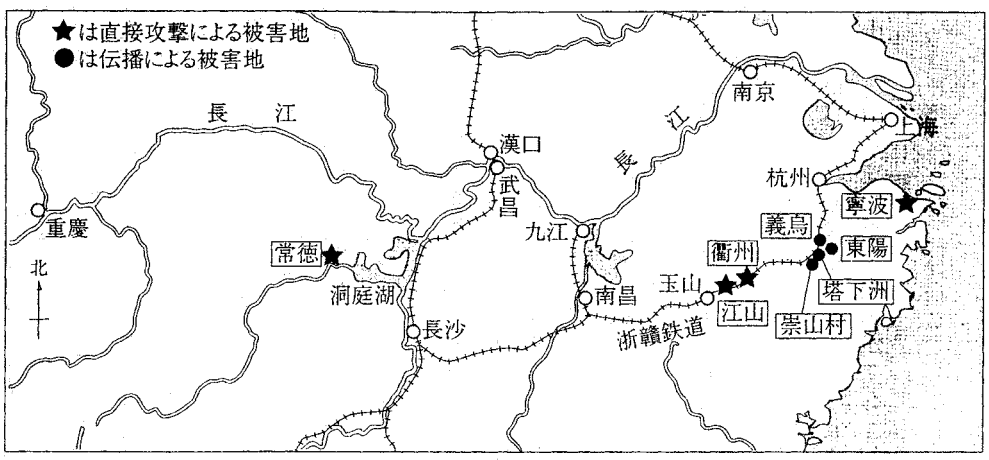

図３　中国細菌戦被害地地図

る。

ペストの2次・3次感染の例を挙げると、1941年11月の常徳へのPX投下のばあい、市の中心に一発PXを落としただけで、市内に100名ほどの患者を生み出した。ペスト患者の死者がでると、地方当局は家族を収容所に入れ、家屋を焼却するので、家族は死者を密かに近くに埋め、親戚などを頼って都市を離れるので、市中の感染はその周辺の村に伝播していく。常徳のばあいは、近隣農村の死者は合計7000人以上を数えた。2次・3次感染である。その姓名、住所、死亡年月日は中国側の調査で明らかになり、その犠牲者名簿はすでに日本政府に提出されている。

空から見た731部隊（中央右の四角い近代的なビルがロ号棟）

また、1940年10月の衢県（衢州）にPXを投下した結果、衢県市で281人のペスト患者を生み出したが、周囲の村にも伝播していき、市周辺で1500人以上の死者をだした。だが、それにとどまらず、たまたま130キロほど離れた義烏から衢県に出張していた鉄道員がペストに感染し、翌日義烏の自宅に戻ると、義烏市で200人ほどのペスト患者がでた。さらに義烏市から周辺の村に同心円状に伝播していき、伝播した村の一つ、崇山村では1200人ほどの村民のうち3分の1に当たる約400人がペストで死んだ。3次・4次感染である。

細菌戦による犠牲者数の総計は、3万から60万説まである。2次・3次感染の追跡は容易ではないので、現地調査をするごとに新たに判明することが多く、まだ犠牲者の総数は確定していない。私は少なくとも10万人以上と推定している。詳しくは松村高夫・矢野久共編著『裁判と歴史学――法廷から731細菌戦部隊を見る』（現代書館、2007年）を参照していただきたい。

（つづく）

（まつむら・たかお／慶應義塾大学名誉教授）

備考
図1：中国中央档案館（北京）所蔵。この図面は、1938～39年に7棟と8棟を建造した建築工のひとり萩原英夫氏が、戦後撫順戦犯管理所で書いた供述書のなかの「暴露文」に付された3枚の平面図の1枚である。1991年9月9日開廷された東京高裁において、家永教科書裁判（第3次）の731部隊に関する家永側証人として法廷の証言台に立った私・松村は、「意見書」とともに萩原英夫供述書を資料として添付し裁判所に提出した。萩原資料は「暴露文」と図面3枚から成るが、本稿の図1と図2はその731部隊3枚の図面のうちの2枚である。高裁判決では、南京虐殺が勝訴し、731部隊は敗訴となったが、上告した最高裁の判決では731部隊が逆転勝訴し、30数年間にわたって闘われた家永教科書訴訟が終わった。
図2：出典は図1と同じ。この図は図1のロ号棟の中庭にある7棟と8棟を拡大したものである。
表1：金子順一「PXノ効果略算法」『陸軍軍医学校防疫研究報告』第1部第60号、1943年より。

2021年通常国会で何としても空襲被害者救済法の成立を

黒岩 哲彦

1　東京大空襲はヒロシマ・ナガサキに匹敵する労働者と住民の虐殺

東京大空襲を指揮した米空軍ルメイ将軍は、1945年3月10日の空襲を境に、一般市民を対象にする都市じゅうたん爆撃・夜間爆撃を焼夷弾（ナパーム弾）使用に一本化した低高度爆撃に変えました。その最初の目標として日本国内で最も人口密度が高い東京下町が選ばれたのです。第一に、米空軍のB29による東京大空襲以後の空襲は、無防守都市への無差別爆撃でした。広島・長崎への原爆投下に象徴される無差別爆撃は、国際法に違反する反人道的なものです。第二に、日本本土（内地）も戦場化しました。被災都市は大阪市、名古屋市、神戸市、横浜市など74都市におよびました。生存基盤が喪失し、多くの戦争孤児が生まれました。

・空襲被害者は75年間救済から放置された――「戦争被害受忍論」

国は「戦争被害は等しく受忍せよ」との戦争被害受忍論に基づき、空襲被害など民間被害者の救済を拒んできました。国家の非常事態である戦争では、皆被害を受けるのだから、生命・身体・財産に何らかの被害を受けてもそれは受忍（我慢）をしなければならないとの「理屈」です。最高裁判所1987年6月26日の名古屋空襲訴訟の判決で、「戦争犠牲、戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」という判断を示しました。

2　やむにやまれずに提訴

空襲被害者は、2007年3月9日に第一次原告112名、翌2008年3月10日に第二次訴訟原告20名が東京地裁に国に対して謝罪と賠償を求めて提訴しました。原告の裁判の目的は、①東京空襲が国際法違反の無差別じゅうたん爆撃であったことを裁判所に認めさせ、戦争を開始した政府の責任を追及する。②日本国憲法にもとづき、国に対し、民間人犠牲者への差別をあらためさせ法の下での平等を実現するとともに、犠牲者への追悼、謝罪及び賠償を行なわせることです。

【東京地方裁判所2009年12月14日判決】

・戦争被害受忍論を正面からは採用をしていません

・「国家の道義的責務」

判決は「被害者の実態調査や、死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけ配慮することは、国家の道義的義務であるという余地は、十分にあり得るものと考えられる。」としました。

【東京高等裁判所2012年4月25日判決】

・被害の詳細な事実認定

高裁判決は、「原告本人尋問（原審・当審）における供述並びに原告らの陳述書によれば、空襲及びそれに伴う熱風烈火の中を必死に逃げまどい、自ら傷付き、あるいは親、兄弟等の近親者を失った者、疎開や出征のため自ら空襲に遭うことはなかったが、親兄弟等を失い、孤児等として苦労を重ねた者、その後も後遺障害や自分が生き残ったことについて自責感に悩んでいる者など、その態様は様々であるが、原告らが東京大空襲によってそれぞれ多大の苦痛を受けたことが認められる。したがって、原告らが、

戦後の立法により各種の援護措置を受けている旧軍人軍属等との不公平感を感じ、原告らのような一般戦争被害者に対しても、救済や援護を与えるのが国の責務であるとする原告の主張には、心情的には理解できるものがある。」としました。

・国会が解決すべき問題

判決は「国民自身が、自らの意思に基づいて結論を出すべき問題、すなわち国会が、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決をすべき問題」としました。この判断が、国会での立法運動の土台になりました。

3　立法運動の大きな前進

司法が救済を拒否する中で、２０１０年8月14日に全国空襲被害者連絡協議会を結成し、国会での立法運動に取り組んでいます。自公政権への交代後に２０１５年8月6日に第2次超党派空襲議連（初代会長は鳩山邦夫衆議院議員、鳩山会長の逝去後は河村建夫会長）が結成されました。

２０２０年10月27日に超党派議連総会が開催され、「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」が確認されました。法律案は、①前文冒頭に「戦後七十五年を迎えるに当たり」と明記、②厚労省に認定審査会を設置し、委員に医療、空襲等に係る歴史、障害者福祉の専門家を任命する、③国と地方公共団体に支給手続きなどについて周知義務を課したことなど内容も前進しており、評価ができます。

立憲民主党、日本共産党、国民民主党、日本維新の会、れいわ新選組、社会民主党の賛成を得ることができています。

4　与党と政府の壁を突破する課題

・「戦後補償終了論」の克服

与党と政府を説得する課題の一つは、２００５年与党政府合意の問題です。「戦後処理問題に関する措置はすべて確定、あるいは終了したものとする」としているので、新たな補償はできないのではないかという議論が与党と政府の中にあります。

北村誠吾副会長（前地方創生大臣）は２０２０年12月8日院内集会で、「戦争被害に関する立法措置を講ずるかどうかについては国権の最高機関たる国会に委ねられているものというべきである」、と明確に批判されました。

・「切りがない論」の克服

自民党の閣僚経験者に面談をしたところ、「切りがないのではないか」との本音を言われました。しかし、わが国の政治は民間戦争被害者について順次補償を拡大し、未帰還者・留守家族、引揚者、原爆被爆者、戦闘参加者、国民義勇隊員、満州関連、防空関連、従軍看護婦、戦後強制抑留者、恩給欠格者、緑十字船阿波丸犠牲者、学童疎開船対馬丸犠牲者の補償をしてきています。

5　真の保守政治家と固い団結

政治思想史が専門の東京大学社会科学研究所教授宇野重規東大教授は『保守主義とは何か』（中公新書）で、「守るべきものは守る。しかし、変えるべきものは変えていく。これまで構築されてきたものを活かしつつ、時代に合わせて改良していくべきではないか。過去に対する深い洞察と現実主義」が真の保守主義だと言われます。この意味で超党派議連に参加する与野党の議員は、「これまで構築されてきたものを活かしつつ、時代に合わせて改良していく」という真の保守主義だと思います。

国内政治のリアルな現状にはいささかも幻想をもたないで、世論の支持をひろげる取り組みに全力をあげます。

（くろいわ・てつひこ／全国空襲被害者連絡協議会運営委員長）

特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案 (仮称) 要綱 (案)

第一　前文
　戦後七十五年を迎えるに当たり、空襲等により心身に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦痛を受けている方々に対し、国としてその労苦に報いる等のため、この法律を制定する。

第二　総則
一 趣旨
　この法律は、特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給及び空襲等による被害の実態調査等に関し必要な事項を定めること。

二 定義
1 この法律において「空襲等」とは、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月七日までの間に本邦の地域において行われた空襲、船舶からの砲撃その他の政令で定める戦闘行為をいうこと。
2 この法律において「特定戦災障害者等」とは、次の者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。
① 空襲等のため負傷し、これにより身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者
② 空襲等のため負傷し、これにより外貌に著しい醜状を残す者
③ 空襲等のため心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受け、これにより精神疾患を有する者

第三 特別給付金の支給
一　特別給付金の支給
1 国は、特定戦災障害者等に対し、特別給付金を支給すること。
2 特別給付金の額は、五十万円とすること。

二　特別給付金に係る認定等
1 厚生労働大臣は、特別給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別給付金を支給すること。
2 1 の特別給付金の支給の請求（以下「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができること。
3 請求は、施行日から起算して三年を経過したときは、することができないこと。
4 特定戦災障害者等が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき特別給付金でその支払を受けなかったものがあるときは、その特別給付金は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の 死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

三　特別給付金の支給を受けることができない者
　特別給付金は、次の給付を受けることができる者又は受けた者がある場合には、支給しないこと。
① 恩給法その他の恩給に関する法令の規定による年金たる給付
② 戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定（他の法律により準用する場合を含む。）による給付
③ 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律の規定による給付
④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による給付
⑤ 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律の規定による給付
⑥ その他政令で定める給付

四 請求書の提出等
1 請求をしようとする者は、厚生労働大臣（当該請求が都道府県知事を経由してされる場合にあっては、当該都道府県知事）に、次の事項を記載した請求書を提出しなければならないこと。
① 請求をする者の氏名及び住所又は居所
② 請求に係る空襲等を受けた所在地及び年月日
③ 請求に係る空襲等を受けるに至った経緯
④ その他厚生労働省令で定める事項
2　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査等を行い、その結果を厚生労働大臣に報告すること。

五 請求に係る審査
1 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定戦災障害者等認定審査会〔仮称〕に通知し、審査を求めなければならないこと。
2 特定戦災障害者等認定審査会は、請求者が第二の二の 2 の①から③までに該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこと。

六 その他
1 国及び地方公共団体は、特定戦災障害者等に対し特別給付金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずること。
2 国及び都道府県は、特別給付金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずること。
3 租税その他の公課は、特別給付金を標準として課することができないこと。
4 その他必要な規定を置くこと。

第四　特定戦災障害者等認定審査会
一　設置
　厚生労働省に、特定戦災障害者等認定審査会（以下「審査会」という。）を置くこと。
二　組織
1 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。
2 委員は、医療、空襲等に係る歴史、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。

第五 空襲等による被害に関する実態調査等
　政府は、空襲等による被害に関する実態調査及び空襲等により死亡した者に対する追悼の意を表す施設の設置を行うこと。

第六　その他
一　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二　事務の委託
　厚生労働大臣は、特別給付金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができること。

三　その他
　厚生労働省設置法の改正等所要の規定を整備すること。

大阪空襲76年朝鮮人犠牲者追悼集会、開催へ

文箭　祥人

1000人を超える朝鮮人犠牲者

アジア・太平洋戦争期、大阪では50回を超える空襲があり、犠牲者は1万5000人以上と言われている。当時、大阪には多くの朝鮮人が暮らしていて、1942年の警察統計によると、その数は41万人を超える。さらに、1942年以降、朝鮮から戦時動員された朝鮮人は1万3000人と記録されている。「朝鮮人戦災者の人数は全大阪の8・19%を占める」と戦後、作成された公文書にある。朝鮮人の空襲犠牲者は1200人以上と推測される。

ピースおおさか（公益財団法人大阪国際平和センター）の「刻の庭（ときのにわ）」に空襲犠牲者9000余人の氏名が刻印されている。その中で、「金さん」や「朴さん」ら朝鮮人の名前で記録されているのはわずか13人。大半は植民地による創氏改名によってつけられた名前で記録されている。

空襲で犠牲になった朝鮮人は忘れ去られていると危惧を抱いたメンバーが集まり、「大阪空襲76年朝鮮人犠牲者追悼集会」を開催することとなった。追悼集会の開催に加え、朝鮮人被害者の空襲体験の聞き取りを継続して行い、さらに、ピースおおさかに対して朝鮮人犠牲者の氏名を日本名（通名）ではなく民族名（本名）に変更するよう、要請運動を行っている。

創氏改名された日本名を本名に変更する運動

1945年6月7日の空襲で、現在大阪市北区に暮らす金禎文（キムジョンムン）さんの祖父金麗濬（ヨジュン）さんが亡くなった。

金麗濬さんは1923年、生活のために日本に渡り、大阪市東淀川区山口町に住み、ほうきを作る小さな工場で働いていた。1945年春、金禎文さんの家族は、空襲から避難するため宮崎に疎開し、当時51歳だった祖父金麗濬さんは大阪に残った。金禎文さんは「祖父は大阪の工場で働いて、稼ぎを宮崎に送ってくれていたのだと思う」と語っている。そして、6月7日、409機のB29などが大阪を空襲した。金禎文さんは「祖父は爆死した」と話す。この空襲による死者は2800人と記録されている。

亡くなった祖父金麗濬さんは、創氏改名された日本名「金谷富彦」でピースおおさかに記録されている。昨年9月、金禎文さんはピースおおさかに対して、祖父の氏名を「金谷富彦」から本名の金麗濬に改めてほしいと申請書を提出した。ピースおおさかはこの申請書を受け取った。金禎文さんは「要望を真摯に受け止め、ありがたい。一人でも多くの同胞が本名で記録されるようになればと思う」と語っている。

追悼集会の実行委員会はピースおおさかに対して、創氏改名の史実を説明する展示を設けるよう、要望した。ピースおおさかからは前向きな回答は聞かれなかった。

（ぶんや・よしと／大阪空襲75年朝鮮人犠牲者追悼集会実行委員会、他）

追悼集会の概要

献花、追悼の言葉、金禎文さんの発言、講演「本名で追悼すること――朝鮮植民地支配と創氏改名」（京都大学名誉教授水野直樹さん）など。朝鮮人空襲被災者の体験談や関連資料をまとめた資料集を配布する。

◎日時：2021年3月13日（土）
受付午後2時、開始午後2時30分
◎会場：PLP会館（大阪市北区天神橋3－9－27、堺筋線扇町か環状線天満橋下車）
◎参加費：1000円（資料集代を含む）
◎主催：大阪空襲75年朝鮮人犠牲者追悼集会実行委員会
◎問合せ先：空野法律事務所
電話 06-6361-5488

最大目的は卵子提供合法化、出自を知る権利も保障されない
「生殖医療法」の問題点

北原 博子

「生殖補助医療の提供及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が2020年12月4日に国会で成立した。この法律に関しては様々な問題が指摘されており、また少なくない団体からの懸念を含む要望書が出されていたにも拘わらず、国会では参院法務委員会で2時間半、衆院で2時間というスピード審理で採決され、それぞれ本会議で可決成立した。また、この法案の問題に関する報道も少なかった。

本稿ではこの法律の問題、また、国会での審議における問題点について述べたいと思う。

法律の概要　卵子提供の容認

「生殖補助医療の提供及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」とは、一言でいえば第三者から精子や卵子、胚の提供を受け、体外受精などの生殖補助医療で生まれた子について親子関係を定める法律である。

- 第三者から卵子・胚の提供を受けて出産した子は生んだ女性を母とする（第9条）
- 夫婦間で夫の同意を得て第三者から精子の提供を受けて妊娠出産した子について夫は嫡出否認ができない（第10条）。

現在日本では第三者による精子の提供は行われているが、卵子の提供は日本産婦人科学会（日産婦）の指針により行なわれていない。ところが、この法律ができた途端に日産婦はこの指針を変える検討を始めると決定した（12月13日「朝日新聞」）。つまり、この法律は第一に卵子提供を認める目的で作られたことがわかる（第9条の条文による）。

この法律の旗振り役は自らも（海外で）卵子提供を受け出産した自民党幹事長代行野田聖子衆院議員であるが、菅首相の看板政策「不妊治療に保険適応」を好機ととらえて「不妊に悩む夫婦に恩恵を」と野党に共同提出をもちかけ、議員立法として上程された。共同提出の議員立法ゆえの短時間審理となった。

問題点その1　優生思想

第3条　4　生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする。

この一見親切そうな条文を読んで、読者の皆さんはどうお感じになるだろうか？

日本には「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」として優生保護法（1948年制定、1996年廃止）、第1条に「心身障害者の発生の予防」を書いた心身障害者対策基本法（1970年制定、2011年改正）があったが、ともに議員立法により全会一致で成立させてしまった過去がある。今回の法案成立は、議員の人権意識の欠如による3度目の過ちである。「必要な配慮」とはなんだろう？　出生前・着床前診断を連想するのは私だけではないはずだ。

この条文については、日本障害者協議会を始め、DPI（Disabled Peoples International）日本会議など多くの団体から削除を求める声が上がった。その一つ、神経筋疾患ネットワーク代表の見方信子氏の声明を抜粋紹介する。

「（略）これは明らかな優生思想であり、障害者の存在を真っ向から否定する障害者差別であると強く抗議します。（略）障害

のある人は不幸せで世の中には要らない命ですか？（略）誰にも人の幸不幸を決め付けることは許されません。そのような価値判断こそが今も後を絶たない肉親による障害者殺人や、出生前・着床前診断による堕胎につながっている優生思想です。そして２０１６年７月26日に起きた津久井やまゆり園重度障害者虐殺事件も人々の根っこにある優生思想が引き起こしたものです（略）」（２０２０年11月27日付の声明より）

法案反対の記者会見を行なう見方信子氏、藤井克徳氏（日本障害者協議会代表）他。写真提供：阿部知子事務所

これらの抗議に対して野田聖子氏は、参院通過後の記者会見で「差別を意図したものではない」、「まずはしっかりと成立させていただきたい」と語っているが（11月30日「朝日新聞デジタル」）、差別されてきた当事者がこの条文は差別だといっているにもかかわらずの無神経ぶりである。

また、「生まれる子」という文言は日本の他の法律には使われていない言葉である。これについて阿部知子衆院議員の質問主意書（令和２年12月１日提出）―当該法にある「生まれる子」の定義をどのようなものとして考えているのか――に対する政府答弁はこうである。「本法は議員立法であるところ、本法上、ご指摘の『生まれる子』の定義について定めた規定は存在せず、現時点でこれについて定まった解釈もないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。」

つまり、政府提案の法律でなく、議員が作った法律なのだから政府は答えられない、といっているのだ。「作成にあたっては、法制局、厚生労働省ときちっと精査したうえでこの文言を入れた」と野田氏は言うが（前掲「朝日新聞デジタル」）、文言の定義すらずさんな法律ではないか。また、「心身ともに健やかに生まれ」については衆院法務委員会で、「心身ともに健やかに育つという趣旨の文言」と（意図的に？）言い換えられ、次世代育成支援対策推進法や母子保健法、改正後の児童福祉法にも使われている法律用語だとしている（ちなみに改正前の児童福祉法第１条にはこの文言があったが、改正後は第２条に「児童が良好な環境において生まれ」となっているのでこの答弁は明らかな間違いである）。

問題点その２　出自を知る権利のないこと

「子どもの出自を知る権利や親子関係の紛争回避の上で重要となる、生殖医療技術の利用に関する情報管理制度にも言及がない」（日本弁護士連合会の声明より）

子の出自を知る権利について本則では触れられず、附則で「生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方」として２年をめどの検討とその結果の法制上の措置がとられるものとしている。

この法律は交付から３カ月後に施行されるが当然その間にも子どもは生まれてくる。ＡＩＤ（非配偶者間人工受精）で生まれた人の自助グループは11月24日に厚労省記者クラブで行なわれた意見表明の場で「ＡＩＤにより生まれた私たちが望むことは、出自を知る権利が保障されることです」と述べ、「１．提供者がわからないことに苦しんでいること、２．秘密と匿名のもとでの医療技術では親子の信頼関係は損なわれる、３．生まれた子どもの意見を取り入れた法案の検討がなされていないこと」を問題点として上げている。

生殖補助医療の当事者は精子・卵子および胚の提供者、医療行為を担う者、提供を受ける者、そしてそれにより生まれた子どもであるが、「生まれてくる子どもはまさに当事者なのですが同意をとることができない。だからこそ、生殖補助医療に関しては、

生まれてくる子供の福祉や権利を最優先しなきゃいけないというのが世界で確認されてきた」（参院法務委員会参考人質問における慶応大学講師長沖暁子氏発言）のである。この点を附則で先送りした罪は大きいと思う。

問題点その3　2003年報告書からの後退

実は生殖医療制度については5年という歳月をかけ審議され、2003年にまとめられた政府の厚生科学審議会生殖補助医療部会による「精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」がある。これは精子・卵子・胚の第三者からの提供を認めた上で、生まれてくる子の福祉優先、人を専ら生殖の手段としてはならない、安全性への配慮、優生思想の排除、商業主義の排除、人間の尊厳を守ることを理念として、具体的には

- 代理母の禁止
- 精子・卵子・胚の提供に生殖医療を受けられる者の条件（不妊症の夫婦に限る、加齢による不妊は対象とならない）
- 精子・卵子・胚の提供に関わる一切の対価の提供、受領の禁止
- 提供者の条件（年齢、子の有無→卵子提供についてはすでに子のある成人に限る）
- 生まれた子の出自を知る権利と個人情報の管理について（情報の保存期間は80年とするなど）
- 実施施設における倫理委員会の設置

などを述べ、その上での法整備の必要性を求めたものである。しかし実質的に卵子の提供を認めた今回の法律で、この報告書はほぼ無視され、医療行為と提供に関する規制については、附則で2年をめどに検討が加えられ、その結果に基づいて法制上などの措置が講ぜられるとしている。2003年の報告書はその後18年も棚ざらしにされ、ほぼ無視された。あげく、まるでその報告書など存在しなかったかのように、今回「生殖医療法」が超スピードで成立してしまったのである。

問題点その4　成立ありきの審議

この法律は11月16日に議案として参議院に提出、受理され、法務委員会で同19日に審議・可決、同20日に参院本会議で採択、可決された。審議時反対会派は、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風。

ついで12月2日衆議院法務委員会で審議、可決。同4日、本会議で、可決、成立した。採決時反対会派は日本共産党。なお、立憲民主党阿部知子議員は出席の上、反対。同じく立憲民主党の尾辻かな子議員、池田真紀議員は退席した上で反対を表明した。

ここまで縷縷（るる）書いてきたとおり、この法律には問題点が多い。そして、その問題点があることを国会自身が認めるように両院で15にもおよぶ附帯決議がつけられた。そんな法案、しかも生命倫理にかかわる法案であるのに共同提出者になった野党は採決に党議拘束をかけたため、出席反対した阿部知子議員は党から処分を受けたとのことである。

その立憲民主党は法律が成立した12月4日に「生殖補助医療の成立にあたり、優生思想に反対する声明」を出した。後から言い訳のようなものを出すのではなく、優生思想だと障害当事者に指摘されるような文言入りの法律案は最後まで審議しつくしてよりよいものにするのが国会議員、政党の役目ではないのか？

また、附則にある「2年をめどに課題を検討し必要な措置を講じる」を受け超党派の議員連盟が設立された。今後「第三者提供による卵子・精子による生殖補助医療で出生する子の知る権利に関する法律案（仮題）」の議論に入るとのことである。今後こちらを注視していきたい。

（きたはら・ひろこ／本誌編集委員）

市民意見広告運動

2021年期（第23回）「コロナ禍から命を守れ！軍備はいらない！」の締め切りは4月2日金曜日です

市民意見広告運動へのご賛同・ご支援、いつもありがとうございます。

コロナ禍の中ですが昨年12月に2021年期（第23回）市民意見広告運動の呼びかけを開始し、全国の皆さまから賛同が寄せられてきています。

しかしながら、目標としている「複数の全国紙への掲載」を行なうためには、まだかなり賛同金が不足している状態です。まだご賛同がお済みでない方は、ぜひご協力をお願いいたします。本号にも郵便振替用紙付きの賛同呼びかけチラシを同封しています。すでにご賛同がお済みの方は、ぜひお知り合いなどに紹介するなどして、ご活用ください。

今期意見広告の賛同の締め切りは、4月2日金曜日（ゆうちょ銀行の同日受付分まで）です。紙面に掲載する賛同者名の正確さを期すためにも、早めのご賛同をお願いいたします。

岡本和之（おかもと・かずゆき／市民意見広告運動事務局担当）

市民の意見３０の会・東京 2020年11月～１２月会計

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	244,500	印刷費*3	385,645
協力会費	84,000	発送費*4	215,900
敬老会費	364,000	編集経費*5	129,235
グリーン会費	1,000	旅費交通費*6	132,440
（会費小計）	693,500	家賃	244,446
カンパ	213,000	通信光熱費	57,603
事務所費分担*1	200,000	事務経費	10,025
雑収入*2	0	銀行手数料＊7	7,590
受取利息	0	諸会費	7,604
		法人都民税	64,100
収入計	1,106,500	支出計	1,254,588
		収支差額	▲ 148,088
前期繰越	13,038,174	当期残高	12,890,086

貸借対照表（2020年12月31日現在）

資産の部		負債・資本の部	
現金	120,233	預り金*8	207,000
預貯金	14,700,388	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,890,086
合　計	15,300,621	合　計	15,300,621

（*1）意見広告運動事務所経費分担金。（*2）グッズ販売。（*3）会報182号、封筒、振替用紙等印刷。（*4）会報182号ほかDM便等。（*5）執筆謝礼図書カード、通信交通費、ほか。（＊6）事務所通所費ほか。（*7）郵便振込通知書発行料含。（*8）意見広告運動賛同金預り分。

お詫びと訂正

「市民の意見」182号2～3ページの巻頭詩「大男のための子守唄」（茨木のり子）の出典を追加します。

『鎮魂歌』（思潮社　1965年）より

引用の出典を記載しなかったことを訂正し、お詫び申し上げます。

読者のおたより

☆大阪維新の本性をさらしたい

大阪府高槻市　三上弘志

大阪市廃止反対の住民投票は何とか成功しましたが、議会での維新優位は揺らいでいません。このほころびを少しでも広げて、その本性を白日の下に晒したいと思いますが、大阪人の民意どうなるか……。

☆反動的な菅政権

兵庫県神戸市　倉戸 章

安倍政権を引き継いだ現・菅政権はその反動的な思考を露わにしつつあります。市民（国民）をますます危険水域に陥れる事態を阻止しなければなりません。

☆詩は死んでいない

埼玉県入間市　山口久美子

国会前イットクフェス（2020・11・1）で宮尾節子のポエットリーリーディングを聞いた。「明日戦争が始まる」～「女に聞け」まで胸に残った。詩は死んでいない。

☆表紙絵・解説文に感涙

東京都中央区　山口紀洋

今回（181号）表紙の絵と解説文（名録）に感涙しました。貴会と無言館の息の長い活動に敬意を表します。

☆胸打つ無言館の作品

高知県幡多郡大月町　鈴木幸子

老いの身を実感する毎日ですが、貴誌の無言館所蔵の作品やみなさまの活動に胸打たれます。

☆許すな！　菅政権の学術会議介入

兵庫県神戸市　河島俊雄

菅内閣による、日本学術会議に対する人事介入は国民の自由と人権に対する攻撃であり、許してはならない。

☆専制化する菅内閣

千葉県船橋市　小野正嗣

専制化著しい政府・内閣。先行きが心配です。がんばって下さい。

☆「民生政治」を

神奈川県藤沢市　富矢伸史

一刻も早く、自民党を退散に追い込み。「民生政治」を実現させましょう。

☆「紙上のデモ」は、コロナ禍にピッタリ!!

大阪府大阪市　大東齢子

市民意見広告運動は「誰でも参加できる紙上のデモ」。コロナ禍の今、ピッタリです！

☆詩ありがとう

生駒市　奥田充子

茨木のり子の詩をありがとう。

☆即中止を!!

東京都国分寺市　太田よう子

オリンピック・リニア・辺野古埋め立て、即中止を求めます。

☆反天皇制を続けよう

東京都西東京市　増田弘邦

182号茨木のり子さんの詩は出典を示すべきです。

リニアはいらない、辺野古やめろ、反天皇制続けて下さい。日本の学会は天皇制批判しなくなりました。日本共産党が、日本国憲法擁護のために天皇制容認に変身したからでしょうか？

☆スタッフのみなさん、ご自愛を

茨城県水戸市　鈴木一枝

スタッフの皆様の日頃のご活躍に心から感謝を申し上げます。どうぞご自愛下さい。

☆ファシズム政権か！

東京都日野市　宗近弘武

学術会議任命拒否の説明に、菅首相は公

務員を理由に挙げています。公務員は、憲法により「全体の奉仕者」として義務づけられています。権力にのみ奉仕を義務づけるのは、ファシズムです。それが政権の本質だとしたら、とても恐ろしいことです。

☆悪代官もビックリ、安倍前総理・菅現総理

大阪府枚方市　川上哲宏

四国の巡礼者は志し高けれど、7年8カ月+アルファの前・現総理は権力を意のままにふりかざし「国会軽視・法律も勝手に変える」、昔の悪代官もビックリ！　こんな日本、ダレがした？

☆心配な自公の政治

熊本県熊本市　松本清子

今の自民党・公明党の政治はとても心配で不安だ。支持者の人々は、野党は何でもかんでも反対・反対とばっかり言うとおっしゃるが、やはり現・前政権は落ち着かない。

☆受継ぐ？　若い人

愛知県名古屋市　三輪光明

頑張ってください。若い方が受継ぐといいですね。

☆人権尊重・権力分立こそ基礎

東京都国分寺市　尾﨑恭一

いまこそ、平和、そして連帯！　民主主義だけではポピュリズム。人権尊重こそ、権力分立こそ近代民主主義の基礎。

☆なんとしよう、今の政治権力

大阪府守口市　山口広

腐りきった政治権力を何とかせんと！

☆今こそ、市民の意見の発信を

神奈川県横浜市　中島まり英

市民の意見の発信がますます必要な今です。

☆安保法制批判への仕返しか

愛知県名古屋市　山本邦晴

学術会議の任命拒否問題。法のねじ曲げもはなはだしい悪業だ。実態は安保法制批判に対する単純な仕返しというべきです。

☆声を上げ続けていこう！！

神奈川県横浜市　倉林睦子

菅になっても益々ひどくなる状況に、絶望を感じます。でも、声を続けてあげていくことが大切かな……。

☆残る戦争の跡

東京都武蔵野市　野津功

元気で市内を徘徊しております。本邦初空爆被災地跡には詳しい説明板が。大東亜共栄圏建設人材育成校跡には興亜神社がありました。

☆民族の衰退を招く道につながる？

北海道函館市　俵浩治

アベからスガへの政権のタライ回しを見ながら、その器でない人物をリーダーにいただく我々の不幸をあらためて痛感します。学術会議問題に反映されたアカデミズムへの尊重・敬意の無視が、日本人の自信と誇りを失わせ、いずれ民族の衰退を招く道につながる――それくらいのことを考えよ、と言いたい昨今です。

☆効果あるの？　読売への掲載は

埼玉県新座市　太田博子

今年の5月3日、朝日新聞を購読している当方は本当にがっかりしました。購読者が多いといわれる読売に広告を載せても、果たして効果はあるのかな？（編注：2020年12月22日付のお便りです）

☆内側に向かう世界

福岡県久留米市　東道成

世界が内側に固まっていっています。

編集後記

◆PCR検査の実施がなぜこんなに難航するのだろう。疑問を抱いてから1年、日本の医療制度の上に、731部隊に象徴される戦時日本医学界の負の歴史がいまだ大きな影を落とし続けていることを知り、愕然としています。1991年の家永教科書訴訟を始め、現在も継続中の731部隊関連の情報公開を求めるいくつもの裁判で真摯な活動を続けておられる松村高夫さんの「コロナとペスト」、3回の連載です。コロナ禍でいっそう露わになるこの社会の格差と病根。もっと知り声をあげるための一助になれば！　と思います。（阿部めぐみ）

◆今、ビラを作っているピープルズ・プラン研究所に私のゲラを送ってもらい、校正にチットだけ参加。〈コロナ騒ぎ〉でオンラインの講座やシンポが増大、逆に自粛どころかいそがしくなるというマズい状況。病気の高齢者の私でも感染対策は、キチンとし、外出もできるだけひかえるが、〈運動のライフ・ライン〉を守る活動だけは持続したい。（天野恵一）

◆自民党内では、徴用工などの問題にみられる日本の植民地支配への批判、アジア太平洋戦争への反省・責任追及に対して、これを「歴史戦」として捉え対抗していこうとする勢力がいるという。この流れか、自民党議員の「保守団結の会」が、国旗侮辱罪を刑法に新設するよう刑法改正案の議員立法の国会再提出を提案した。「日の丸」は、近代日本の植民地主義と侵略戦争遂行の象徴だ。どうして「日の丸」を尊重できようか。「歴史」の改ざんを許してはいけない。（有馬保彦）

◆91歳の母の入浴介助に来てくれるヘルパーさんがコロナ発病。木曜に入浴、ヘルパーさん土曜に発熱、発熱の知らせが月曜にあったものの大事をとって次の入浴は代理の方がくるとだけ。水曜に陽性の連絡。その晩のうちに濃厚接触ではないとの連絡が保健所から事業者にあった。マスクなしでの入浴介助が濃厚接触でないとは！　ただ高齢で心配なので一応PCR検査をしますとのことで金曜に唾液の検体を提出し、夕方に陰性の連絡。それが全て介護事業者からの連絡で、当事者と家族はそれを信じるだけ？（北原博子）

◆自民党が「国旗損壊罪」を今国会に提出するという。国旗は対外的には国家の名誉を代表するが、国内的には思想信条の統制、政治的な権力への従属を強いることにもつながる。旗は旗に過ぎない。自分が持っている旗を焼こうが切ろうが、それは私の自由だ。コロナ禍で多くの人が困難な状態に陥っているのに何が「国旗損壊罪」だ。旗と人の生命とどちらが大切だというのだろう。自民党には本当に腹が立つ。（細井明美）

◆「市民の意見」今号は、原稿の依頼・交渉・受け取りを阿部・有馬・西田の3編集委員にやってもらい、私は原稿のまとめと入稿だけを担当。すっかり味をしめ、次もこのスタイルがいいなァ。（岡本和之）

カラフル9条バッグ（撮影：大木晴子）

編集委員
阿部めぐみ、天野恵一、有馬保彦（次号担当）、岡本和之（今号担当）、北原博子、西田和子、細井明美、本野義雄、吉田和雄